

令和元年第3回飛騨市議会定例会議事日程

令和元年9月11日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第83号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
第3	議案第84号	飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例について
第4	議案第85号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
第5	議案第86号	消費税率等の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について
第6	議案第87号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
第7	議案第88号	坂下辺地に係る総合整備計画の変更について
第8	議案第89号	飛騨市過疎地域自立促進計画の変更について
第9	議案第90号	飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例について
第10	議案第91号	指定管理者の指定について（老人保健施設たかはら）
第11	議案第92号	飛騨市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
第12	議案第93号	飛騨市下水道条例の一部を改正する条例について
第13	議案第94号	飛騨市農村下水道処理施設条例の一部を改正する条例について
第14	議案第95号	飛騨市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例について
第15	議案第96号	飛騨農業共済事務組合理約の変更について
第16	議案第97号	飛騨農業共済事務組合の解散について
第17	議案第98号	飛騨農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について
第18	議案第99号	令和元年度 飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）
第19	議案第100号	令和元年度 飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）
第20	議案第101号	令和元年度 飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第1号）

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	議案第102号	令和元年度 飛騨市情報施設特別会計補正予算（補正第1号）
第22	議案第103号	令和元年度 飛騨市水道事業会計補正予算（補正第1号）
第23	議案第104号	令和元年度 飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第1号）
第24	認定第1号	平成30年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
第25	認定第2号	平成30年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第26	認定第3号	平成30年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第27	認定第4号	平成30年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第28	認定第5号	平成30年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第29	認定第6号	平成30年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第30	認定第7号	平成30年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第31	認定第8号	平成30年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第32	認定第9号	平成30年度飛騨市下水道污泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第33	認定第10号	平成30年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第34	認定第11号	平成30年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
第35	認定第12号	平成30年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
第36	認定第13号	平成30年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
第37	認定第14号	平成30年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
第38		一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第 8 3 号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
日程第 3	議案第 8 4 号	飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例について
日程第 4	議案第 8 5 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第 5	議案第 8 6 号	消費税率等の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第 6	議案第 8 7 号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第 8 8 号	坂下辺地に係る総合整備計画の変更について
日程第 8	議案第 8 9 号	飛騨市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第 9	議案第 9 0 号	飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第 1 0	議案第 9 1 号	指定管理者の指定について（老人保健施設たかはら）
日程第 1 1	議案第 9 2 号	飛騨市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
日程第 1 2	議案第 9 3 号	飛騨市下水道条例の一部を改正する条例について
日程第 1 3	議案第 9 4 号	飛騨市農村下水道処理施設条例の一部を改正する条例について
日程第 1 4	議案第 9 5 号	飛騨市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例について
日程第 1 5	議案第 9 6 号	飛騨農業共済事務組合規約の変更について
日程第 1 6	議案第 9 7 号	飛騨農業共済事務組合の解散について
日程第 1 7	議案第 9 8 号	飛騨農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について
日程第 1 8	議案第 9 9 号	令和元年度 飛騨市一般会計補正予算（補正第 2 号）
日程第 1 9	議案第 1 0 0 号	令和元年度 飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第 2 号）
日程第 2 0	議案第 1 0 1 号	令和元年度 飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第 1 号）
日程第 2 1	議案第 1 0 2 号	令和元年度 飛騨市情報施設特別会計補正予算（補正第 1 号）
日程第 2 2	議案第 1 0 3 号	令和元年度 飛騨市水道事業会計補正予算（補正第 1 号）
日程第 2 3	議案第 1 0 4 号	令和元年度 飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第 1 号）
日程第 2 4	認定第 1 号	平成 3 0 年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 5	認定第 2 号	平成 3 0 年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 6	認定第 3 号	平成 3 0 年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 7	認定第 4 号	平成 3 0 年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 8	認定第 5 号	平成 3 0 年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 9	認定第 6 号	平成 3 0 年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 0	認定第 7 号	平成 3 0 年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 1	認定第 8 号	平成 3 0 年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 2	認定第 9 号	平成 3 0 年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 3	認定第 1 0 号	平成 3 0 年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 4	認定第 1 1 号	平成 3 0 年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 5	認定第 1 2 号	平成 3 0 年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 6	認定第 1 3 号	平成 3 0 年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
日程第 3 7	認定第 1 4 号	平成 3 0 年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
日程第 3 8		一般質問

○出席議員（１３名）

１番	仲井澤	谷端	丈浩	吾二朗
２番	住森	田	史清	美要
３番	中德	村島	健純	吉次
４番	前中	川嶋	文国	博則
５番	洞野	口村	和勝	則彦
６番	欠高	原谷	邦寛	憲員
７番	葛			子徳
８番				
９番				
１０番				
１１番				
１２番				
１３番				
１４番				

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都湯	竹下	淳明	也宏
副市長	沖福	畑田	康幸	子博
教育長	御手	洗松	裕昭	己英
代表監査委員	十泉	原	利	匡誠
理事兼企画部長	柚大	坪垣	達俊	也司
会計管理者	青清	水		貢則
総務部長	青佐	木藤	孝直	樹之
市民福祉部長	病院	尻畑	孝和	也民
環境水道部長	管理	田口	治廣	之
農林部長	室長			
商工観光部長	事務局			
基盤整備部長	局長			
病院管理室長				
教育委員会事務局				
消防長				
危機管理監				
財政課長				

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	野村	賢一
書記	赤谷	真依子

(開会 午前 10 時 00 分)

◆開会

◎議長 (中嶋国則)

皆さん、おはようございます。本日の出席議員は全員であります。それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は配付のとおりであります。

◆日程第 1 会議録署名議員の指名

◎議長 (中嶋国則)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 8 条の規定により 11 番、野村議員、13 番、高原議員を指名いたします。

この際、ご報告申し上げます。

平成 30 年度飛騨市歳入歳出決算書のうち、財産に係る調書の訂正について、お手元に配付の正誤表のとおり、議会運営委員会において承認した旨の報告が委員長よりありましたので、報告いたします。

◆日程第 2 議案第 83 号 飛騨市税条例の一部を改正する条例についてから

日程第 37 認定第 14 号 平成 30 年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について

日程第 38 一般質問

◎議長 (中嶋国則)

日程第 2、議案第 83 号、飛騨市税条例の一部を改正する条例についてから日程第 37、認定第 14 号、平成 30 年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまでの 36 案件につきましては、会議規則第 35 条の規定により一括して議題といたします。36 案件の質疑とあわせて、これより日程第 38、一般質問を行います。

それでは、これより順次発言を許可いたします。最初に 7 番、徳島議員。

〔7 番 徳島純次 登壇〕

○7 番 (徳島純次)

皆さん、おはようございます。それでは、議長よりお許しをいただきましたので、通告書にしたがって質問をさせていただきます。私は、大きく 2 点、地域コミュニティについてと防災体制づくりについての 2 点について伺いをいたします。飛騨市第二次総合計画に「東日本大震災以後、地域コミュニティや共助の精神などの重要性が再認識されています。飛騨市全域をマクロ的視点で捉えると、区長会、自治会等の組織により強いコミュ

ニティが形成されていますが、各地域をミクロ的視点で捉えると、人口減少により地域を支える若者が減少するなど、地域コミュニティの脆弱化が懸念される地域もあります。」と検証し、課題として「地域コミュニティを維持・強化するため、今後も区の統合もしくは連合など、組織改編に向けた検討が必要です」としています。また、飛騨市総合政策指針の「あんきな飛騨市」の目標に「全ての市民がお互いを家族のように思い、支えあい助け合って暮らすことができる。みんなが安心できるまちを目指します」とあります。全ての市民がお互いを家族のように思い、支えあい助け合って暮らすことができる。みんなが安心できるまちをつくりたい。地域コミュニティは、そんな思いをもって、地域をより良くするために活動する自治会、町内会、公民館、老人クラブ、婦人会や青少年団などの集まりです。自治会、町内会は、地域コミュニティの中心的立場で、関係諸団体と協力しながら、地域の防災や防犯、環境美化、地域の見守りなどさまざまな活動を支えています。しかし、少子高齢化や人口減少、核家族化や共通の価値観の希薄化、地域経済の縮小により、地域を支える人材の不足、住民同士のつながりが希薄になり、地域コミュニティの維持が困難な状況になってきているのが現状と認識します。これを踏まえて、次の2点について伺います。

1、市行政区に属さない町内・地域はどれくらいあるか。6月議会で防災計画ができている地域・区は何パーセントかとの問いに、「飛騨市行政区等設置条例」に定められている区・自治会においては、100パーセント作成されているとの回答でありましたが、6月時点の「飛騨市行政区等設置条例」に定められている区・自治会以外の町内・地域のはどのくらいあり、その地域住民数は市全体の何割合を占めるかを伺います。

2、市の認識と対処は。少子高齢化、過疎化が進み人口が少なくなるとともに、住民同士の関係も希薄になり、町内会に加入されていない方も増加傾向にあります。また、町内会に加入していても活動に参加している人は減少しています。地域コミュニティ機能の低下は、地域に問題が発生したときの住民の安全・安心の低下、お祭りや街並み・風景の維持が困難になるなどの懸念があると考えますが、地域コミュニティの現状をどのように認識されているか。また、飛騨市総合政策指針で示された「コミュニティの強化と持続可能な体制整備」の実現をどのように目指していくのかを伺います。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり。） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（中嶋国則）

泉原総務部長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

それでは、地域コミュニティについてお答えいたします。1点目の市行政区に属さない町内・地域は、神岡地区のみに存在し、37の町内会等が市行政区に属していないのが現

状です。

また、その地域住民の総数は、約 1, 5 0 0 人で神岡町での割合は約 2 0 パーセント、市全体では約 7 パーセントとなっております。

2 点目の市の認識と対処についてですが、飛騨市の行政区等につきましては、歴史と伝統のある組織であります、ご指摘のとおり加入者の高齢化が進んでおり、祭りなどの維持にも苦慮している地区があることも聞いております。

しかしながら、若い人がイベント等を企画・開催することで顔を知らない人たちがお互いに交流できる場所をつくるなど、各区、自治会等でさまざまな工夫をされ、コミュニティの形成を図るために努力されていると認識しており、市としても必要とされる場合は支援をしていきたいと考えております。

総合政策指針の中の「コミュニティの強化と持続可能な体制整備」の実現については、自治会のないエリアについて市も関与しつつ、自治組織を作り上げ、コミュニティの形成と強化を図る取り組みを念頭に盛り込んでいるものです。

また、行政区等の存続についても、現状の組織の形態や人員の状況を把握し、支援できることを確認しながら取り組んでいきたいと考えております。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

○ 7 番（徳島純次）

それでは、1 番のですね、行政区に属さない地域・町内ということで、神岡町の 3 7 町内が属さない、1, 5 0 0 人。神岡町の 2 0 パーセントということですが、非常に大きな割合を占めていると思います。市全体でみると、7 パーセントということですから、1 0 パーセント以内なんです、それでも 7 パーセントという方が地域・行政区の中に入っていないということなんです、行政区の中に入っていない地域の方々を行政区の中に取り込むという手立てを市としては、どう考えていますか。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

神岡地区には、もともと行政区に入っていない町内会が多いということで、平成 2 9 年、平成 3 0 年くらいにやはり、話し合い等をもたせていただいて、平成 3 0 年 7 月には、船津中央区で、4 つの新しい行政区に入っていたというように実績がございます。やっぱり地域での話し合いを中心に、今後そこで話し合って、今の残っているところも区にならなかったということではございますけれども、今後も粘り強く話し合いを進めながら、また区として、独立した区ではなくても隣接区との連携とか、そのようなことも模索しながら地域の皆さんと話しあっていきたいというふうに思っております。

○ 7 番（徳島純次）

市行政区の中に入っていないということは、連合会のほうに出席がないというふうに認識しているのですが、そうすると市の方針等が、入っていない町内区域に伝達されると

いうのは遅れると思うのですが、そのへんはどうなのでしょう。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

区長を通じての通知は途絶えると思いますので、町内会等の回覧とか全戸配布等でその点は、通知していきたいと考えています。

○7番（徳島純次）

連合会全体としての活動等には、参加されないということになるのですが、そうなるとその地域だけは、そういう活動をしない。それでも支障がないというふうにお考えですか。

□総務部長（泉原利匡）

区としてまとまっていいただければ、一番ありがたいのですけれども、とくに防災の関係とか、福祉の関係等の連絡とか地域内の共助と言いますか、その地域内の活動が鈍るかなと思っていますので、先ほどお話ししましたとおり、区等に設置できるように促したいなということは、思っております。

○7番（徳島純次）

今は、どちらかというと地域の方を主体に地域の方の実勢に任せて何とか区を構成していただいて、市の行政区のほうに加入をいただくというような姿勢だと思うのですが、もう少し、市のほうで、指導力を発揮してですね、町内等をまとめて区にまとめるというような積極的な指導をとるということは、考えられていませんか。

□総務部長（泉原利匡）

積極的には関与していきたいと思っておりますけれども、市が行政指導でやっても、やっぱり地域のリーダーといいますか、まとめ役の方がみえないと長続きしないのではないかなと思っています。その点も含めて、話し合っていきたいなというふうに思っています。

○7番（徳島純次）

今、出ましたリーダー等の話が出ましたけれども、コミュニティを、町内もそうですが、地域を引っ張るのは、やっぱりリーダー、もしくは中核的になるグループが必要だと思うのですが、現在先ほど言いましたように、人口減少・高齢化・過疎化、そういうものによってですね、リーダーになる人材が非常に不足しているということがあると思います。それで、こういうリーダー・コミュニティのですね、リーダーになるような講習会だとか研修会、このようなものを今後、市として計画していく考えはございますか。

□総務部長（泉原利匡）

地域のリーダーを養成するような研修会というご提案ですけれども、今後考えていきたいと思っています。

○7番（徳島純次）

ぜひリーダー養成をしていただいてですね、若い方が活発に活動されている地域は活

性化しているのですが、若い方がみえなくてですね、高齢者が多い地域は非常にさみしい限りです。いろんな行事をやってもなかなか参加していただけないのが実情です。先ほど若い方がいろんなことをやっているという話を伺いましたが、神岡町でも60以上に地域だけというところもありますし、そういうところですね、なかなかリーダーがなってですね、やっていこうという方はなかなかみえない。そういう中で、60歳くらいから70歳くらいの方がですね、リーダーになってその地域を引っ張っていただけるような講習会等を計画していただいてですね、ぜひリーダー研修会を計画していただきたいと思います。それからもう1点、先ほどコミュニティで災害等のときにどうしてもコミュニティが主体になるということで、コミュニティの強化ということを考えますと、そのコミュニティで支援が必要な人、そういう人たちの情報を共有していないとなかなかいざというときには働かないのですが、今、個人情報保護法によってですね、なかなか個人の情報というのは出てきません。こういう情報をですね、コミュニティの自治会、もしくは区にですね、必要最小限に限って情報を提供するということはできませんでしょうか。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□危機管理監（坂田治民）

例えば災害を例にとった場合、今、飛騨市社会福祉協議会が行っている見守りネットワークということで、地域の方が災害時も含めて日ごろの手助けが必要な方等については、一応ほぼ把握しています。災害面でいくと個別支援プランということで、Aさんについては、BさんとCさんが助けるというようなことについて、全部本人の了解を得て、必要な場合については、その情報については、公的機関等に示してもよろしいと構いませんと了解をもらっています。これについては、ほぼ市内については、作成が終わっていますので、基本的に地域の方については作成ができています。ただ、やはり区とか自治会に入っていない人については、一部抜けがある可能性があります。

○7番（徳島純次）

今、個別計画の話が出ましたので、本当は、2番目のところで伺おうと思ったのですが、ちょっと先に伺いさせていただきます。前回の質問のときに、「個別計画は現在古川で、つくっています。今後神岡にその範囲を広げます」というような話でしたけれど、現在、市全体でどれくらいカバーしているのかを伺います。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□危機管理監（坂田治民）

時期によって若干数字との差はありますが、おおむね90パーセント以上については、確認されています。

○7番（徳島純次）

そうすると、あと10パーセントですが、それは先ほど言われたようにコミュニティが

組織されていない地域というふうに認識していいのでしょうか。

□危機管理監（坂田治民）

そういう観点で1つと、あと支援が必要な方を市が示している条件の場合と、この方も地区ではいるのではないかとあげられた方というのは、そこに若干の差がありますので、これは時期によって、当然人が変わっていく関係で差があります。その関係だと思えます。基本的にどなたかということは、市のほうでは把握しています。

○7番（徳島純次）

ぜひ安心・安全な飛騨市をつくるためにですね、コミュニティの強化をお願いしたいと思います。

それでは、2番目の防災体制づくりについて伺います。昨今、地球温暖化に伴い気象状況の激化により記録的な大雨が毎年続いて発生し、今年も8月28日に福岡、佐賀、長崎の3県に一時「大雨特別警報」を発表する状況となり、4人死亡、重軽傷者2名、避難勧告は3県の13市4町1村の計36万5,164世帯、87万619人に避難指示が出される災害となっています。また一昨日の台風15号ではですね、千葉県では、大きな停電が発生し、未だに52万戸のですね、停電が続いている状況です。

令和元年の防災白書には、「高齢社会における支援を要する高齢者の増加及びグローバル化の進展による外国人の増加等により、突発的に発生する激甚な災害に対し、既存の防災施設等のハード対策や行政主導のソフト対策のみで災害を防ぎきることは、まず困難になっている。行政を主とした取り組みだけではなく、国民全体の共通理解のもと、住民の「自助」、「共助」を主体とする防災政策に転換していくことが必要である」との記載があり、また、「共助」についても、「平時より地域の防災リーダーが主体となり、避難計画の作成や避難訓練等の共助の取り組みを行っていた地域において効果的な避難事例が見られ、共助の重要性が改めて認識された」とあります。さらに、「地域防災計画策定に向けた活動のきっかけは、行政市町村側の働きかけによる場合が全体の69パーセントであった。住民等が地区防災計画の策定に向けた取り組みを活性化するためには、行政からの働きかけが的確かつ適切であることが重要である」との主旨の記載があります。そこで、次の3点について伺います。

地域の防災計画策定の支援は、飛騨市行政区等設置条例に定められていない地域・町内もあり、地域防災計画は策定されていません。これらの地域・町内において地域防災計画の策定は、地域住民が市と連携しながら、自助、共助による自発的な防災活動を推進する地域防災力を高めるには必須と考えます。地域防災計画の策定の支援は、必要と考えますがどう対処されるか伺います。

2つ目、自助の強化の啓発は。平成7年の阪神・淡路大震災では、家族を含む自助や近隣住民などの共助により約8割が救出されており、公助である自衛隊などによる救出は約2割程度に過ぎなかったという調査結果があります。発災後の減災のためには、自助と共助が不可欠であります。共助が成り立つためには、自助が完了した人、自分と家族の

安全が確保されないと地域のための行動をすることはできません。この点から自助の強化が必要と考えます。家庭内の発災時の減災を事前に行っておくこと、例えば家具の固定、家具配置の見直し、家具の転倒による出入り口の閉鎖、家具が就寝中に体の上に倒れる等の防止、キャスター付きの家具の固定など住民への啓発が重要と考えます。発災前にできて、費用も少なくできる家庭内の対策の支援と啓発にもっと力を入れるべきと考えますが、市の対応を伺います。

3番目、長期停電発生時の問題の検証と対応は。昨年の北海道胆振東部地震により北海道全域でブラックアウトが発生しました。また先ほど言いましたように、千葉県では、台風15号によって、52万戸が停電しています。岐阜県東海地震等被害者対応シナリオ作成業務報告書に、これは岐阜県が作成していますが、跡津川断層地震、阿寺断層地震が発生すると飛騨地域、高山市、飛騨市、下呂市は、最大震度5.85～6.78が予想されております。送水管や発電・配電設備の破損により水力発電所の停止や鉄塔、電柱の倒壊により送電線路・配電線路が切断され、地域の送電が長期間停止される可能性があります。長期停電時の問題点と対策の検討及び病院、上下水道施設、クリーンセンター、介護施設などに対する対応を伺います。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

〔危機管理監 坂田治民 登壇〕

□危機管理監（坂田治民）

防災体制づくりについて。まず1つ目、地域の防災計画策定の支援について、お答えいたします。9月1日に行われた飛騨市防災訓練において、7,351人の市民の参加があり、市職員、消防団・消防本部の参加を加えると約8,000人となり、市全体の3分の1の方々が参加されました。

参加率を町別にみると、古川町36.8パーセント、河合町56.8パーセント、宮川町53.3パーセント、神岡町11.5パーセントであり、神岡町が他町に比べて低い状態です。

飛騨市行政区等設置条例に定められていない地域・町内は神岡町のみであり、自治会はあるが自主防災組織がない町内、両方ない町内があるということを反映していると考えられます。

地区防災計画は、確かに必要ですが、計画を作成するためには、作成する組織が必要になります。そのためには、まず、自治会及び自主防災組織を組織する必要があります。

神岡町では、平成27年に旧船津中央区が解散したことにより、行政区として組織されていない町内会は、とくに市街地において多数存在しています。

地域の防災力を高めるには、まずは行政区や自治会といった組織を再編することが不可欠であり、このような未組織の町内を対象に、自主防災組織の重要について毎年説明会を実施しながら、組織化をお願いしているところであります。

現在、こうした自主防災の重要性に理解をいただき、新たに4つの行政区が再編され、地区防災計画を策定していただいています。今年度も未組織町内会を対象とした説明会を継続しながら、自主防災体制の確立に努めてまいります。

2つ目の自助の強化の啓発について。一般に災害被害の軽減は、「自助、共助、公助」の効率的な組み合わせで実現されると言われております。その中で最も基本となり重要なのは「自助」であり、どのような事態においても「自分の命は自分で守る」という備えが必要です。

阪神淡路大震災においては、亡くなった人の8割以上が、地震直後、崩れた家屋や倒れてきた家具、テレビ等の下敷きになり、短時間のうちに亡くなっています。また、東日本大震災においても、家具の固定や備蓄などを行っていた人、津波からの避難を日ごろから徹底してきた人など、みずからの力によって被害をできるだけ少なくするよう備えをしてきた事例があります。

一般に人は、正常性バイアスといわれる「自分は災害では死なない」と災害等の状況を過小評価するため、逃げ遅れや救助の妨げになってしまいます。

私は、市の区や福祉施設等における防災講話や飛騨市社会福祉協議会が主催する「見守りネットワーク研修会」の最後に必ず「自分と自分の家族の安全を確保して下さい。それができないと他の人の手助けはできません」と強調して締めとしていますが、参加者以外については、なかなかその趣旨は伝わりません。

そこで重要になってくるのが、防災リーダーや防災士の方々です。防災リーダーの育成講座の中には「身近でできる防災対策」という講座があり、事前の備えとして家族防災会議、防災用品、家具等の転倒防止、災害時等の対応等、自助に関する内容について、詳しく説明しており、内容も充実したものとなっています。

市からも自助について啓発は従来にも増して行いますが、各区・自治会において、身近で啓発が出来るのは、防災に関する十分な知識を持つ防災リーダーや防災士であり、これらの方々を通じて自助の啓発をするのが最も効果的と考えております。

今年度も、防災リーダー育成講座を市主催で開催を予定しており、昨年度は十分な募集の期間がなかった反省を踏まえ、多くの人に受講を呼び掛けてまいります。議員の皆様もぜひ受講をお願いします。

3点目、長期停電発生時の問題の検証と対応について。地震や雷、台風などの自然災害をはじめ、さまざまな要因により、電力設備が被災すると、停電が発生する場合があります。一般に雷や台風などの時は、停電が発生するとしても比較的狭い地域であり、また、短時間に復旧します。しかし、阪神・淡路大震災や東日本大震災のような大規模な地震が発生すると、広い範囲で何日にもわたり停電が継続すると予想されます。

停電が長期化すれば、物流は止まり、商店の営業もままならない。市内では信号機が停止し、事故や渋滞が発生する。水道が断水となるほか、現在使用している電子機器が使用できない状態となり、携帯電話・スマートフォンも充電もできない。クレジットカードや

電子マネーも使用できない等、一般的な社会生活は困難になります。また、病院、福祉施設等においては機器が使用できないことにより、入院患者や入所者の命に係わる状況も予測されます。

電力設備の復旧そのものは、中部電力及び北陸電力にお願いすることになります。市では停電対策として市庁舎及び各振興事務所の非常用発電機設置を現在設計中であり、来年度予算に計上する予定であります。

備蓄品関係では、備蓄用コンテナの内容品に発電機を1台ずつ配置するとともに、コミュニティ助成金を活用して各公民館等に発電機を配置しています。また、停電予防対策としてライフライン保全対策事業により、雪害による電線切断を防ぐため立木を伐採する事業を実施中です。

このほか市内建設業者との協定に基づき、停電時における発電機機器の支援や、電気自動車による電力提供などの対応を実施するようにしております。個別の施設の停電対策に関して、飛騨市民病院は、自家用発電機の設備を保有し、2週間程度の間、電力を供給できます。上水道施設において長期停電が発生した場合、数日であれば配水池に貯水している水で賄います。また、部分的な地域においての停電であれば、自家発電設備による電力確保、給水タンク及び緊急用飲料袋による給水、煮沸消毒による飲水の呼びかけで一時的な対応をします。下水道施設について、大規模な処理場施設や一部マンホールポンプは自家発電設備が整備されており、数時間程度であれば最低限の運転は可能です。ただし、数日を要するような長期に渡る停電については、各所に点在するマンホールポンプを発電機による応急運転作業等を行う必要があるため、地区毎の排水時間などを制限することがあります。飛騨市クリーンセンターでは一日あたり焼却能力25トンに対し、約1週間分のごみをためることができますが、し尿汚泥を処理するみずほクリーンセンターや北吉城クリーンセンターでは全くためることができません。各施設の受け入れ容量を超える場合は、他の自治体に処理を依頼するしかないので、平成30年3月26日に「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」を締結し、廃棄物処理に必要な車両や施設の提供などの応援要請を行う体制をとっています。老人保健施設たかはらでは、非常用発電機を整備しており、タンク容量の関係で連続3時間ほどの稼働時間ですが、台風等の場合は、予備燃料を事前に確保することにより、継続的な電力供給が可能です。

〔危機管理監 坂田治民 着席〕

○7番（徳島純次）

災害が発生したときにですね、今、飛騨市も外国人労働者を雇おうということで力を入れていますが、これらの方々への災害が発生したときにですね、それに絡む情報を伝達する方法としてですね、現在はどうような方法で通達できるようなシステムがございますか。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□危機管理監（坂田治民）

外国人労働者については、基本的に責任はそれぞれの雇い主にあります。したがって、市からそれらの方々に連絡をし、事後その社内の規定に基づいて、避難誘導していただくというようなかたちになろうかと思います。

○7番（徳島純次）

就業時間中ですね、もしくは、昼間ですね、発災だったらいいのですが、夜中の発災のときは、なかなか雇い主が雇っている外国人全員に通知をするというのも難しいと思いますし、また、観光客もみえるわけですね。観光客も飛騨市に泊まれる方はゼロではありませんので、これらの方々に通知をするというものを考えますと、LINEとかFacebook、こういうものの利用、もしくは、ホームページにですね、情報をですね、英語であげるとかですね、今飛騨市がよく採用されているベトナムの方が多いわけですが、ベトナム語であげるとかですね、そういうようなことは考慮していただけるでしょうか。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□危機管理監（坂田治民）

現在市内に住まわれている外国人の方について確認したところ、基本的に地域の方とコミュニケーションがとれていると。語学的に孤立している状況はないと確認をしています。したがって、地域に住んでいる方々については、本人もしくは、地域の方の手助けによって、避難していただくというようなかたちになろうかと思います。

市内の観光の方々については、確かにいろんな言語がありますが、やるとしても基本的には英語というかたちで、放送を流すことになります。一昨年、地震災害のときにDISASTER DRILL（ディザスタードリル）ということで、流したのですが、基本的にすごく不評を買いましたけれども、一応そういう状況で情報を流す。例えば、地震なら地震ですということで、避難等については、地域の住民の方々、もしくは消防団等にあわせてお願いをするようなかたちになろうかと思います。

○7番（徳島純次）

市にはですね、「ほっと知るメールひだ」というのが、現在運用されていると思いますが、飛騨市に住んでいる方々には、これに登録していただいてですね、ここに英文をのつける、英文で通知をするというようなことをすればですね、より早く外国人の方に通知、避難勧告だとかですね、発災のときの情報を流すことができると思いますが、こういうものは、いかがでしょうか。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□危機管理監（坂田治民）

現在「ほっと知るメールひだ」のほうに登録していただいている方は、約1,000人

います。その方に関して、今、平時日本語で発信はするようにしています。もし、可能であれば、外国人の方も登録していただければ、必要最低限の情報については、英語で発信することは可能と考えています。

○7番（徳島純次）

ぜひ、お願いしたいと思います。

それからですね、先ほど停電の件ですけれども、台風15号で、今、千葉で大きな停電が発生していますけれど、この大きな要因がですね、大きな鉄塔が倒壊したというよりは、たくさんの電柱が倒壊したということによってもたらされているというふうに伺っています。今、古川では、無電柱化ということで、一部やってみえますが、長い計画になると思います。地中埋設を推進するとですね、送電線をですね、というようなお考えはあるでしょうか。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

無電柱化の事業につきましては、今古川町地内を順次やっていますし、国の施策としても無電柱化というのは、重点課題で進められています。現在、うちのほうでも非常に困っているのは、電力と通信の方ですね、電力会社とかN T Tとか、個人名はあれですけれども、そちらとのなかなかお金の負担とかの関係で非常に難しい部分もあるということです。流れ的には、今、電力会社等が自主的にやるという方向に進んでいますので、できるだけ重要な路線から進めていきたいというふうに進めています。

○7番（徳島純次）

先ほどの地震ですが、跡津川断層地震というのは、ほとんど可能性がないんですけれども、阿寺断層地震というのは、可能性としては十数パーセントあると伺っていますが、十数パーセントというのは、非常に高い確率だと思います。この高い確率で発生するとですね、高山地区、それから下呂地区、飛騨市もですね、古川地区のほうに大きな被害をもたらすというふうに伺っていますので、そこで古川地区は震度5強、もしくは震度5弱の震度があると想定されています。そのときに下水道・上水道の送水管、これらの耐震はですね、設計上どれくらいになっているか、伺います。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□環境水道部長（大坪達也）

水道管渠・下水道管渠の耐震化率、正確な数字は手持ち資料がないので、お答えできませんが、率としては、低いものとなっております。それで、当然、全部を耐震化することは、財政的にも困難でありますし、投資効果としても薄いので、重要管渠を中心に次年度以降、計画及び設計して進めていくような方針となっております。

○7番（徳島純次）

耐震化率が低いということは、断水する可能性が大きいというふうに思いますけれど、前のお話を伺ったときはですね、断水したときは給水車で対応すると。近隣のところから応援をいただくというふうに伺っていますが、今回、阿寺断層地震が発生したときはですね、高山市・下呂市は非常に大きな被害を受けますし、飛騨市も古川町は大きな被害が出ると思うのですが、そのとき国道41号線等ですね、道路も寸断されると予想されています。頼みの綱となるのは、富山地域だと思うのですが、富山県とのそういう震災時のですね、協力協定等は結ばれているのか伺います。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□環境水道部長（大坪達也）

飛騨市独自で協定は結んでおりませんが、水道協会を通じまして、東海地区・北陸エリアとのブロックを結ぶ協定を結んでおります。

○7番（徳島純次）

先ほど、長期停電が起きたときの福祉施設、老人保健施設とかは、3時間程度の予備電源があるということでしたが、今回のような長時間、千葉県等ではですね、介護施設では、非常に苦勞されていると。夏の今の非常に暑い最中に起きた場合はですね、熱中症の危険も非常に高まるということで、テレビ等で見ますと、職員の方が寝ずにですね、各部屋を回って、窓を開けたりしているというのを伺いましたけども、こういう福祉施設、老人保健施設とかは、3時間という非常に短い時間だと思うのですが、例えば神岡地区で、大きな災害が起きたときに、長期停電が起きたとき、3時間で、老人保健施設とかは事業所の給電が切れるわけですが、この3時間という時間で、大丈夫かどうか。もっと長い時間、半日、もしくは1日分をですね、備蓄するような検討が必要ではないかと思いますが、このへんどうでしょうか。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□病院管理室長（佐藤直樹）

実際3時間という部分なのですが、病院も含めまして、実際その停電が起きたときに非常用電源で使える範囲も実際限られます。そういった意味で、今よそで起きている災害とかを参考にしながら、対応方法は、きちっと考えていかなければならないというふうに認識していますので、今後それについて検討していきたいと思います。

○7番（徳島純次）

ぜひ災害が起きたときにですね、「想定外でした」というようなことのないようにですね、考え得る大きな地震、もしくは災害に対してですね、安心・安全な飛騨市をつくれるように努力をしていただきたいと思います。これをもちまして、私の質問を終わります。

〔7番 徳島純次 着席〕

◎議長（中嶋国則）

以上で7番、徳島議員の一般質問を終わります。

次に2番、井端議員。

〔2番 井端浩二 登壇〕

○2番（井端浩二）

議長のお許しをいただきましたので、私は大きく2つにわけて質問をさせていただきます。

まず1つ目の質問は、北海道中川町との姉妹森協定と広葉樹のまちづくりについて、質問をさせていただきます。

飛騨市は昨年10月31日に広葉樹のまちづくり推進のために北海道中川町と姉妹森協定を締結しました。お互いが連携し広葉樹の活用など情報交換や意見交換などの交流のための締結です。締結より10カ月が経過し、産業常任委員会でも7月に管外視察として、中川町を訪問しており、現在の状況や中川町との意見交換、今後の考えなどを聞いてまいりました。締結当時の町長は川口町長でしたが、現在は石垣町長に代われ、同じ考えがあるか少し不安を感じていましたが、石垣町長も川口元町長と一緒に考えがあるということでした。交流・連携をしていきたいとの考えで、少し安心したところです。

中川町は北海道の北部に位置し、札幌から車で5時間～6時間程度かかりますが、自然豊かで総面積の85パーセントが山林で占められ、気候は寒暖差も厳しく積雪量も多いようです。のんびりとした町だと聞いています。

そこで、中川町との姉妹森協定のことや、広葉樹のまちづくりについての今後の取り組みについて、次の質問をさせていただきます。

1、締結してからもう少しで1年になりますが、職人同士の交流から、中川町では東京の世田谷区と交流があることで、世田谷区で職人の製品を共同で販売したと聞いており、大変良いことだと思います。今後中川町との職人の交流も含めて、どのような交流連携をしていくのか市の考えをお伺いいたします。

2つ目、中川町では、「広葉樹と言えば中川町」という一定程度のブランディングに成功しているという話を聞いており、旭川家具をはじめとする道内の家具メーカーや工房作家からはもちろん、長野県や高山市の家具メーカーからも問い合わせがあるようです。飛騨市と比べると質、量に差はありますが、飛騨市においても「広葉樹と言えば飛騨市」というブランディングが望めないか、せめて岐阜県や東海地域でのブランディングを目指すことが必要に思いますが、市のお考えをお伺いします。

3つ目、産業委員会管外視察で、北海道下川町の木質バイオマスエネルギーの説明を聞いてきました。下川町では公共施設を中心に木質バイオマスボイラーを11基導入し、30施設の熱エネルギーを供給しているようです。下川町のように量的に無理だと思いますが、飛騨市では広葉樹の大半を製紙会社に出しているようですので、木質バイオマスエネルギーの研究をして、何かに利用できないかと考えられます。市のお考えをお伺いいた

します。

4つ目、中川町ではフォレストツーリズム事業で年間300～400人が中川町の森林を訪れ、宿泊業や他の産業にも影響が出始めているという説明がありました。飛騨市も「株式会社飛騨の森でクマは踊る」を設立して4年が経過し、現在も広葉樹のまちづくりツアーなど、合宿や、森で過ごす取り組みなどの交流事業、木材の加工販売もしてみえます。森林環境譲与税のこともあって、木材や作品の販売が期待されるところでございます。会社の現在の状況と今後、中川町との連携ができないか、伺います。

5つ目、この姉妹森協定について意見を聞くため、以前より広葉樹のまちづくりにご指導いただいたり、中川町にも2回訪町されてみえる飛騨市の製材会社社長とお会いし、意見を伺いました。そのときに出た話ですが、製材所社長は広葉樹まちづくりの先進地の視察に何回か行ってみえて、その視察の中で岩手県の岩泉町が印象深いと言ってみえました。岩泉町は岩手県の中央部から東部の位置する町で、本州で一番広い町です。人口、9,240人で森林率は93パーセント、広葉樹も飛騨市と同じくらい70パーセントぐらい占めているようです。この町で、「岩泉の明日の林業をつくる会」が中心となって明日の森づくり事業として、コピー用紙やティッシュ、炭、木材加工品や森づくりなどいろんな活動をして見え、いろいろと学ぶところはあるのではないかと考えます。ぜひ、姉妹森の一員ではどうかと考えますが、当然、中川町とのこともありますので、話し合いが必要になりますが、姉妹が増えることはいいことではないかと考えます。市の意見を伺います。

以上、5つについて質問させていただきます。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

私からは、ほかの町との姉妹森協定の拡大の件につきまして、ご答弁申し上げたいと思います。この姉妹森協定を広げていくということは、飛騨市にとっても広葉樹のまちづくりの発展につながるという効果があるというふうに思っています、大変意義のあることではないかと考えているところでございます。今、議員、お触れになりました岩手県岩泉町への視察でございすけれども、そうした考えもございましたので、市の林業振興課長にも同行していただきまして、実際に行ってもらったわけではありますが、「岩泉町は市が参考となる広葉樹活用を行っていて、今後の課題や方向性も共通している」との報告を受けています。

もともと姉妹森協定は中川町とだけという考え方は持っておりませんで、いわば姉妹森グループと言いますか、これを広げていくことは、共通の課題の協議もできますし、それぞれの発展に効果的であると思っていますので、中川町とも相談しながらですね、この三市町の協定締結、あるいは岩泉町との協定締結、そうしたかたちができないかということで、前向きに話を進めていきたいと思っています。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（中嶋国則）

続いて答弁を求めます。

〔農林部長 青垣俊司 登壇〕

□農林部長（青垣俊司）

それでは、1点目の中川町との今後の交流連携についてお答えします。昨年10月、中川町と姉妹森協定を締結したところですが、その中では、広葉樹林管理等の「森づくり」、商品開発等の「まちづくり」、人材を育成する「人づくり」、及びその他の地域振興に係る取り組みを含めて、連携・協力することとしております。

昨年度は双方の関係者がお互いの市町を訪問し、相互交流を図ったところであり、今年度から具体的な連携の取り組みに発展させていきたいと考えております。

まず、「森づくり」につきまして、お互いの長所を学び連携することにより、全国に先駆けた広葉樹の森づくりとして取り組んでいきたいと考えています。市では、広葉樹の育成・管理に数年前から取り組み始めたばかりで、知見も少ないため、先進的に育成・管理を行っている中川町の事例を学ぶ必要があると思っております。また、市では毎年スイスフォレスターを招へいして、伐採等の研修を実施していますが、来年度以降は中川町からも参加いただくことを検討中です。

次に「まちづくり」についてですが、共同での商品開発を中心に連携を進めたいと考えております。まず今年度は、中川町の木材を飛騨市内の木工作家さんにより家具や木製品をモデル的に制作することを検討しております。今後は、職人同士の交流から生まれる商品開発についても進めていきたいと考えており、本年度、再度中川町へ訪問することを検討中です。

「人づくり」につきましては、「森づくり」や「まちづくり」における研修会や交流を行う中で、広葉樹施業の先進的技術や加工に係る専門的知識を有する人材の育成なども合わせて進めていきたいと考えております。

2点目の広葉樹のブランディングについてお答えします。議員ご指摘の「広葉樹といえは飛騨市」というブランディングは、「広葉樹のまちづくり」を掲げている市としまでも大変重要と考えており、市の特徴を活かした取り組みを進めていきたいと考えています。具体的には、同じ広葉樹でも中川町と飛騨市とでは、お互いそれぞれ特徴があり、中川町は胸高直径の大きな太い木材を活用した家具製造が中心ですが、飛騨市では小径木の有効利用を目指しております。これまで市では、株式会社飛騨の森でクマは踊るを中心として、組合せの技術やデザイン力、マーケティング力を活かした製品の開発・販売を行ってきたところです。今後も引き続きこれらの強みを活かした付加価値の高い商品を製造するとともに、市とヒダクマや木工作家、製材所等地元事業者が一体となって積極的に営業活動に取り組むことで、全国への販売をさらに進めていきたいと考えております。

なお、本年6月に林野庁から公表された「森林・林業白書」の中で、全国の先進的・特

徹的な取り組みとして、飛騨市とヒダクマの広葉樹の取り組みが紹介されております。これは、「広葉樹といえば飛騨市」のブランディングが着実に進んでいる一定の成果の表れであると考えています。

今後も、岐阜県、東海地域にとどまらず、全国に向けての飛騨市の取り組みを広めてまいりたいと考えています。

3点目のバイオマスエネルギーについてお答えします。木質バイオマスエネルギーは、熱源を大量に要する温泉施設などの供給施設や、数百世帯の地域単位の熱供給先がある場合は有効と考えられる一方、小規模利用では効率的な活用が見込めないのが現状です。

今後、多量の熱源を要するような公共施設の整備を計画する場合には、他の自治体の事例を参考にするとともに費用対効果等を考慮し、検討してまいります。

市としては、広葉樹の活用については、今後もこれまでチップとなっていた小径木を加工することにより、付加価値の高い商品にして販売することに優先的に取り組んでいきたいと考えています。

4点目の株式会社飛騨の森でクマは踊る」の現状と中川町との連携について説明します。「株式会社飛騨の森でクマは踊る」は、平成27年度の設立以来、小径木を活用した商品開発や販売、また、主に都市部や海外のものづくりに関心のある層に対して、滞在型の体験プログラムの提供やイベント開催など、積極的に行い、モチベーション高く事業を展開しておられるところです。会社設立後、体験プログラムへの参加者は延べ約3,000人、宿泊者数は延べ約1,000人泊にのぼり、飛騨市への新たな誘客に貢献していると考えています。

今年度の状況としましては、海外大学生の合宿受入れ等の交流事業について、昨年は担当者の退職等の影響で目標に達しませんでした。今年度は人員体制を整備した結果、現時点におきまして、すでに前年度売上高の約1.5倍となっており、年度計画の1,000万円を達成する見込みです。また、事業全体の売り上げも都市部のオフィスリノベーションの大型案件を受注するなど好調であり、これもすでに前期売上高の1.5倍以上に達し、年度計画の7,700万円を大幅に上回る見込みとなっています。

ヒダクマと中川町との連携につきましては、現時点ではまだ具体的計画はございませんが、交流事業を中心とした連携などが考えられますので、今後検討していきたいと考えています。

〔農林部長 青垣俊司 着席〕

○2番（井端浩二）

大変前向きな、ありがとうございました。1つ、中川町の木材をこちらに持ってきて、職人が加工するということと言われましたけれども、輸送費に結構かかるのですが、そういった場合に補助はしていただけるのか。そのへんについてお伺いをさせていただきます。

□農林部長（青垣俊司）

中川町からの木材の輸送についてですが、まだ具体的なそういった計画については考えていないところですが、具体的なところになりましたら、また市のほうでこういった支援ができるのかも含めて考えていきたいと思っています。

○２番（井端浩二）

職人もぜひ中川町の木材を使ってつくりたいということも聞いていますので、そのへんについて、またご検討をしていただきたいと思っています。市長が言われましたように、岩手県岩泉町、僕も行ってみたいと思うのですが、職員が何回か行ったと思うのですが、岩泉町のどのへんが本当にいいのか。もし、わかっている、聞いている範囲で答えればお願いをしたいと思います。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□農林部長（青垣俊司）

岩泉町についてですが、先ほど議員のお話にもありましたとおり、規模、山林の占める割合ですとか、そういったものが飛騨市と大変よく似ているということ。それから、広葉樹をこれまでチップとして使っていたものを付加価値の高いもので使いたいといったそういった方針が飛騨市と大変よく似ているといったこと。それから地元の木工作家の育成が地元の課題であるといった課題についても、岩泉町と飛騨市が大変似ているというようなこともございまして、そういった姉妹森が結ばないかということでございます。

また、岩泉町におきましては、いろんな先進的な取り組みをされていまして、広葉樹のPRの関係におきましても、例えば、広葉樹のまちづくりをモチーフとしたロゴマークをつくって、それが大変好評だというようなことも聞いていますが、そういったところについても取り入れることができないか等、いろいろ参考になることが大変多くありますので、そういったところを含めて、今後交流をしていきたいというふうで考えています。

○２番（井端浩二）

ぜひ、姉妹森、３人、４人と増やしていきながら、またいろいろなところを学んでもらって広葉樹のまちづくりに発展してもらえればなというふうに思っています。

では、次の質問をさせていただきます。

森林環境税について。２０１９年度税制改正で、国税として森林環境税が創設され、国内に住所を持つ個人、つまり住民税を納付している個人に年額１，０００円が２０２４年から課税されます。また、森林環境譲与税は、２０１９年より適用され、総額の１割は、都道府県へ、残り９割が各市町村に配布され、市町村の私有林人工林の面積が５０パーセント、林業就業者数が２０パーセント、人口が３０パーセントの割合で按分するとのことでございます。飛騨市の譲与額は２，３００万円で２０２２年には、３，５００万円と３年ごとに増えていき２０３３年には満額の７，８００万円になるそうです。

岐阜県では１番に郡上市で、初年度８，６００万円、２番目に高山市が７，２００万円

と飛騨市は7番目だそうです。ちなみに岐阜市は森林や林業就事者は少ないと思いますが、人口が多いこともあって2,200万円と飛騨市とほぼ同じような譲与額になります。使途についても決められており、森林整備や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進などの費用に充てなければならないとあります。このことはすでにお知りおきと思いますが、このことに関して、次の質問をさせていただきます。

1、森林譲与税は今年度から譲与されるということで、その使途については、森林整備や、広葉樹のまちづくり事業で先進地視察や市長応接室の木質化、意識調査などすでに3月議会で承認済みであり、進めていただきたいと思います。毎年譲与されるということもありますし、3年後は3,500万円に増えていくわけで、ある程度、計画をもっていくことが必要に思います。今後の計画などについてお伺いをさせていただきます。

2、岐阜市が2,200万円ですので、岐阜市より人口が多い都市部でも、もっと多くの譲与税が与えられるわけで、すでに動きかけている企業などもあると聞いております。市が直接動いていいのかわかりませんが、飛騨市においても民間と一緒に都市部への働きかけが必要ではないかと思えます。都市部の森づくりや公共施設の木質化、木工家具、子どもの工芸作品など広葉樹なら飛騨市というブランディングを目指していくことが大切ではないでしょうか。そのへんについての市の考えをお伺いします。

以上2点についてお願いいたします。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

私からは、2点目の都市部自治体との連携の件につきまして、ご答弁申し上げたいと思います。今ほどもお触れになりましたけれども、森林環境税は、人口要件がありまして、都市部への配分額が多いものですから、これを何とか獲得できないかというのは、当然地方にとっては、大きなテーマでございまして、都市部自治体との連携については、先ほど議員も触れられましたような公共施設の木質化ですとか、木工家具、子どもの工芸商品の製作というようなことについてですね、すでに働きかけをはじめていたところがございます。そうした中で、実は、7月初めに古田知事からお電話をいただきまして、「森林の活用について東京都の文京区が連携先を探している。飛騨市を紹介しておいたので連携したらどうか」ということで、「都竹、行ってみなさい」という電話をいただきました。

早速、8月9日に東京都文京区を訪問いたしまして、区長さんが、成澤廣修（なりさわひろのぶ）さん、私の少し年上の区長でございますが、面談をしてきたわけでございます。その際に提案書を持っていきまして、まさしく今ほど議員もお触れになりましたようなメニューが考えられるのではないかなというようにお話しを申し上げましたところ、区長から逆にですね、「飛騨市の森林を活用したカーボンオフセットの取り組みができないか」と逆提案をいただきまして、今提案書を取りまとめていまして、それを近々東京都

文京区に送りまして、具体的な協議に入っていくというような段階でございます。

このカーボンオフセットと言いますのはですね、飛騨市内に都市部自治体の森、例えば今回でありますと「文京区の森」を飛騨市内につくる。間伐とか森林整備活動を行うことによって増加する二酸化炭素吸収量で、東京都文京区内の二酸化炭素排出量と相殺するとかいうものでございまして、これを通じまして、こうしたことをやりますとですね、この東京都文京区の森を通じた相互交流ができる。その結果ですね、飛騨市の木材で作った家具の購入でありますとか、都市部の公共施設での木材利用につながるということにも道筋が開けてくるわけでありまして、大変すばらしいご提案だなと感じまして、そうした中で今準備を進めているところでございます。

また、区長とのお話の中では、市内で盛んに計画が進んでいる小水力発電、これが今後の計画が具体化した場合に、森林からもたらされる豊かな清流が生み出す電気の売り先として東京都文京区を考えていくというようなことも考えられるのではないかというご提案もいただいております、すでに稼働している小水力発電については、電気の売り先が決まっているわけではありますが、今後開発されるものにつきましてはですね、そうしたことも検討の中に入れていきたいと思っています。

まだ提案とそれに対するこちらからの提案書をお出しするという段階でございますから、今後どのような結果になるかということは、わからないわけでありまして、いづれにしてもこうした手法が都市部の自治体ととれるということを学ばせていただいたのでありまして、こうしたこともメニューに加えながらですね、今後も他の都市部自治体との連携ということを模索していきたいとこのように考えております。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（中嶋国則）

続いて答弁を求めます。

〔農林部長 青垣俊司 登壇〕

□農林部長（青垣俊司）

それでは、1点目の森林環境譲与税を使った今後の計画についてお答えをします。森林環境譲与税活用の今後の計画でございますが、主に森林整備事業、中でもこれまで手入れが行き届いていなかった私有林整備への活用が中心になると考えています。

今後、整備を進めるためには、まずは森林所有者の確定、意向調査の実施等が必要なため、本年度からその作業に入っているところでございます。このような作業が終了し、市への委託が確定した箇所から、順次森林整備を実施していく予定です。

森林整備の実施にあたっては、主要事業者である飛騨市森林組合とも十分に相談しながら効率的な事業の推進に努めてまいります。

なお、現在、市では、来年度予算に向け、譲与税を制度の主旨に反することなく、さらに市民の望む使途に充てられるよう、「広葉樹のまちづくり円卓会議」において協議いただいているところです。いづれにしましても、市としましては、針葉樹・広葉樹を合わせ

た森林整備の促進、担い手の育成・確保、広葉樹のまちづくりの推進等の事業に有効に活用していきたいと考えております。

〔農林部長 青垣俊司 着席〕

○2番（井端浩二）

知事からそういう申し出があったということで、大変うれしいことでありますし、喜ばしいことであると思いますので、今後に大変期待をしたいと思っています。今、部長、言われましたように円卓会議等でいろんな話し合いをしているということがありましたが、3月の予算の中でもアクションプランの検討ということがありますが、そのへんについて、もし決まっていることがあれば、お答えをいただきたいと思っています。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□農林部長（青垣俊司）

アクションプランについてでございますが、これまでの取り組みにより、一定の成果が得られていると考えていますが、今後もさらに取り組みを強化し、飛騨市の広葉樹のまちづくりに対する林業関係者の認知度をさらに高めていきたいということで思っています。アクションプランにつきましては、今年度、川上から川下、市内の事業者、製材所でありますとか、森林組合、それから木工作家さん、そういった方をメンバーとしまして構成されているわけですが、そういった関係の中で、協議・検討いただいて、今年度中にはアクションプランの数字を公表できるものでないかということで思っています。

○2番（井端浩二）

ありがとうございます。今、都市部への働きかけ等について、ぜひまた「広葉樹といえは飛騨市」と言ってもらえるようなことについて、頑張ってくださいと思いますし、私も私なりにしっかり応援をしていきたいと思っていますので、以上で私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

〔2番 井端浩二 着席〕

◎議長（中嶋国則）

以上で2番、井端議員の一般質問を終わります。

次に午後に予定しております13番、高原議員の一般質問を行います。なお、質問中資料の使用願いが出ておりますので、これを許可いたします。

〔13番 高原邦子 登壇〕

○13番（高原邦子）

議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

9月議会は、決算議会でもあります。市長は、予算要求、その査定に当たっては、前年度と同じでは認めず、何かしら考えられていないと採用はしない旨の発言をされています。これは、すなわちですね、PDCA、プラン、ドゥーですね、チェックですね、アクションがされていることが大切であるとの考えではないかと推察いたしております。私

は、P D C Aとは、例外なく、どの部署でもどんな仕事でも必要であると考えています。では、本当にされているのでしょうか。疑問をわかりやすくするために、個別な事例をあげますが、最後に市役所各部署全体的なものとして考えを確認したいと思っています。ここで、お断りをしておきますけれども、個別な事例をあげますけれども、私は、いろんな失敗とかそういったところを追求しようという思いではありません。なぜならば、決算資料の皆さんも読まれているかと思えますけれども、本当にものすごいことをこの1年間、各部署は、行っていること、そのことは、十分に承知しています。しかし、それでは、P D C AのAに至るまで、今のままでいいのかなという思いの中で、あげさせてもらいますので、誤解のないようにお願いいたします。

では、はじめに可燃ごみ袋の在庫切れ問題についてでございます。8月ですね、ある人がですね、「可燃ごみの「大」が、高原さん、無いんやって」と言われたんです。それで、私は、「えっ、そういえば私もそんなに無いな、5枚くらいしかないな」と思いながら、回りました。本当に神岡だけなんですけれども、コメリにもシメノにもVドラックにもどこにもありませんでした。そして、紙が飾ってありまして、「9月末までありません」ということでした。その在庫切れの問題について、お尋ねをいたします。このごみ袋の納付業者との契約はどのようなものであったのか。ここは、新規の業者であったのか、否か。2点目、契約期日は、また納期はいつだったのか。発注から納期が遅れることを知るまでに、業者とのやり取りはどのようなものであったのか。3番目、在庫管理はどのようにされていたのか。4番目、今議会にも提案されていますけれども、10月1日施行日の消費税引き上げに関する条例改正が提案されていますけれども、市民の消費動向をどのように分析されてきているのか。5番目、ごみ袋の在庫切れはどんな理由があっても失態であるとは私は思っています。代替の袋、今、黄色い袋にぺたっとシールを貼れば、大の役割をするというのが、いまいろんなお店で売られていますけれども、その製作、費用かかっています。そして、これは、すぐに8月のときも、「大がありません」と、ですけれど、「小を2つで、大1個ですよ」といった内容の文書を全戸配布で新聞折り込みに入っていました。それは、本当にやっていただいたことはありがたいと思っていますし、また9月になりましたら、先ほど申し上げました「シールをぺたっと貼ればいいですよ」というそういった折り込みも入りました。この対応に対して、やったことをとやかく言うつもりはありませんけれども、そういったものに費用がかかっているのは事実なわけでありまして、どれくらいで、どこが負担するのか。その点を伺いたいと思います。

今度は、社会福祉施設費の中の多機能型の障がい者支援施設が建設される予定になっていたのですが、今議会ですけれども、今議会ですと、1,800万円の増額補正が出されてきています。そのことについてお尋ねしたいと思います。1つ目、昨年度予算で実施設計がされていますけれども、その成果をいつ得たのか。すなわち、1,800万円の不足、軒とかそういうものに余分にかかるという、そういった事実を知ったのはいつなのか。

2番目、6月議会に補正にかけていけば、予定どおり開所できたのではないのでしょうか。

この事業を計画した思いは、どのようなものなのか。私は、都竹市政になってから今まであまり光がなかなかと当たってこなかった障がい者の問題、福祉関係の問題、ありました。で、私は任期中に建設に着手して、完成したらどれだけいいのかなと。市長の思いはいかばかりかなと思うと、どうして6月議会に補正にかけなかったのか。そこをお伺いしたいと思います。

次にですね、看板についてでございます。いろんな看板があります。道路の表示をする看板、またいろんな施設への案内看板、あるんですけど、看板設置の最大の目的は、何でしょうか。

そして、場所形状等の決定に当たっては、どのような手順を踏んで、決めていつているのか。

3番目にですね、設置後の見回りはどのようにしているのか。管理方法も含めて聞きたいと思います。答弁のあとにちょっと資料も出させていただきたいと思います。

次はですね、市民福祉部のほうの関係になりますけれど、申請書類の印鑑押印についての現場対応についてです。いろんな都竹市長は、前の議会のとときに印鑑証明等ですね、男女の別を問わないようなかたちにしたいとか、いろんな人たちが生きやすいLGBT、それぞれいろんな人たちがですね、多様性のある社会を目指してですね、そういったものを訴えておられました。人権というのは、本当に大切なものであり、その姿勢というものは、本当に理解するものでありますが、では、一般市民の方々、そのLGBTの方が一般市民ではない、そういう意味ではなくて、一般の方々がですね、いつもというか、人によっては、何年にいつぺんしか行かない、例えば、住民票・戸籍謄本とかいろんなの申請、そのときにですね、申請書を書くのですが、身分証明書を提示したにもかかわらず、印鑑が押印していなかったから、だめだというような対応をとったわけなんですね。本来、確かに印と書いてありますけれども、何のために身分証明書、本人確認をしている。そのうえに何を求めているのか。そういったことをしっかりと教育されているのか。そんな疑問もありました。ですから、2番目にですね、安易なマニュアル、例えば、新人の人に受付係をやらせるときに、マニュアルがあつて、ちゃんと印鑑とかそういった書式がそろっていないと受け付けてはいけませんよ、とかそんなふうになっていないのかなと。ですから、職員の研修はしっかりとやって、窓口業務にあたらせているのかどうか。3番目ですが、先ほども多様など言いましたけれど、外国の人たちもこれから増えてくるわけなんですね。ですからいま一度、印鑑というものについての考え方を考えていただきたいし、窓口で、身分証明書を持っていながら申請書を書いても、判こがないから受けないなんていう、そういった嫌な思いをする。それって、LGBTの人でも一般の人たちも、嫌な思いをしないがためにいろんな、市長は人権のこととかやっぺらっしゃるのに、市長の思いを踏みにじるようなことを窓口がしているのかとそのようなことが思いました。ですから、この印鑑に対する考え方というのをいかがかなとお伺いしたいと思います。

それで、今あげたのは、別にそれだけではないのですが、本当にこれだけのいろんなこ

とをしていると、いたらない点とかミスとか失敗、これ、あって当たり前だと思うのです。それをどう乗り越えていくのか。PDCAのCが、本当になされているのか。そしてそれがアクション、アクションプランとさっき青垣部長たち、言っていましたけれど、アクションにつながっていつているのかどうか。先ほどの多機能型の障がい施設の件は、ドゥーもいってないんですよ。プランは立てているのにドゥーもいっていない。ですからいま一度ですね、これは、今あげたところだけではなく、各部署、どんなところもあるんですから、このPDCAをですね、考えていただきたいと思います。なぜ、これを言うのかと言いますと、井上市長のときにですね、政策総点検されて、いろいろ見直していこうよと、皆さん、今の部長たちも部長ではなかったけれど、みんなやってきたと思うんですよ。その中にですね、いろんな行政評価とか、いろんなこともされてきたと思うのですよね。いろんな意味でチェックして、そしてつなげていこうよとやってきたのに、本当に過去のやつを見ていたら、みんないいふうになっています。それで、これをですね、読んでいましたら、資料を読んでいましたらですね、今の市民福祉の住民票のところですけど、「親切・丁寧な窓口対応を心がけ、他部署とも常に連携を図り、住民異動に伴う各種諸手続きや、証明書発行業務を行った」とされてとるんですよ。それは、ごく一部かもしれませんが、本当に多くの人たちは、違っていたかもしれないけれど、本当にそういった、心がけてやっていらっしゃるというのはわかるのですが、いま一度ですね、考えていただきたい。市長はですね、いつもいろいろどんなときでもいろんな予算、補正にしろ、何にしても、いろいろチェックを入れるけれど、何かしらないといけないと。これからオータムビューの季節になりますけれど、本当にPDCAをやっていただきたいという思いで質問をさせていただきます。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

〔環境水道部長 大坪達也 登壇〕

□環境水道部長（大坪達也）

PDCAをいま一度考えるということで、私は、可燃ごみの在庫切れ問題についてお答えいたします。まず、1点目のごみ袋の納付業者につきましては、従来どおり、市内業者4社による指名競争入札を行い、契約業者につきましては昨年度と同様の業者となっております。

2点目の契約期日・納期及び業者とのやりとり、3点目の在庫管理につきましては、まず、今年度の契約日は令和元年7月12日で、納期は令和2年2月28日です。これは、従来より、6月中旬から7月中旬に契約し、おおむね半分を9月末までに、残りを2月から3月頃に納入しており、今年度もそれと同様となっております。

納入されたごみ袋は、主としてリサイクルセンターで保管管理しており、そこから4地区の庁舎に分配し、小売店に販売しております。また、毎月の払い出しや在庫の状況につきましては、各保管場所から環境課に報告され、市全体の状況を把握しております。

今年度につきましては、6月19日に取った設計見積りの段階では、メーカーに対して、8月中には第1回目の納入ができるとの確認が取れておりましたが、契約日当日の7月12日に打合せを行った際に、予測以上に消費税引き上げによる全国的な製造販売が集中し、納期が遅くなるとの情報を得ました。すぐに、海外での製造工場を変更するなどのできるだけ早く製造する方法を模索しましたが、どこも同じ状況でメーカーの対応が難しいとの回答があり、今回のような代替え対応を行ったところであります。

4点目の消費税引き上げに伴う消費動向につきましては、昨年度と今年度の4～7月までの可燃ごみ袋の払い出し状況を比較しますと、昨年度の可燃物（大）が399箱、（小）が313箱に対し、今年度は可燃物（大）が348箱、（小）が313箱であり、大きな変動はないことから、消費税引上げによるかけこみ購入等の影響は当市においては無いものと判断しております。

5点目の在庫切れへの対応につきましては、今回の代替え対応にかかった費用は、ごみ袋購入、添付シール作成、チラシ配布等であり、おおむね約210万円になるのではないかと見込んでおります。このうち、今回の代替え用に購入したごみ袋を通常使用しているごみ袋の製作単価に置き換えると約90万円となりますので、差額の120万円が緊急対応に要した費用ということになります。

今回は不測の事態により市民生活の利便性を損なわないよう、緊急避難的措置として対応しましたが、本件を教訓といたしましていろいろなことを想定しながら対応を検討していきたいと考えております。

〔環境水道部長 大坪達也 着席〕

◎議長（中嶋国則）

続いて、答弁を求めます。

〔市民福祉部長 柚原誠 登壇〕

□市民福祉部長（柚原誠）

事例の2つ目の、社会福祉施設費の1,800万円増額補正についての1点目についてお答えいたします。多機能型障がい者支援施設の実施設業務委託は、平成29年12月19日に契約を締結し、平成30年度への繰越明許の手続きを経た後、工期を平成31年3月25日まで延長しました。設計業務は順調に進み、完成届が平成31年3月25日に提出され、同日に成果物も受領いたしました。その後、3月27日に当該委託業務の完成検査を実施いたしました。

いつ予算不足を知ったのかというお尋ねの点につきましては、成果物を受領した3月25日となります。

受領した設計による事業費が予算額を2,200万円超過しておりましたので、本年4月より、その事業額を圧縮できないか、基盤整備部担当者と設計業者と協議を重ねてきましたが、その差額はなかなか埋まりませんでした。当初予算で予定していた建設スケジュールを意識せず、協議を重ね、日数を経過してしまい、今回の9月議会の補正予算に、ど

うしても不足する額、1,800万円を計上させていただきました。

2点目の、今年度の6月補正予算に係る財政課要求締切日は、5月10日でありました。補正予算に関する市長との最終協議が5月28日であったことから、この最終協議までに追加予算額を示すことができれば、6月補正予算への計上は可能でした。また、この期限を経過しても、6月議会に補正予算の追加上程を行えば間に合ったわけですが、先ほど答弁させていただきましたとおり、協議がまとまらず、月日を経過してしまい、市長との協議が7月10日となってしまいました。今回の事務の遅延で、工事は降雪期を迎える時期に向けての発注となりますので、降雪期間を勘案し、開所も1年間延期し、令和3年4月にすることとしました。

開設までには、工事期間に9カ月、施設完成後の法定サービス指定期間に3カ月が必要となることから、仮に6月議会に上程できたとしても、最短で令和2年9月の開所となります。

結果として、私どものスケジュール管理の認識が甘く、サービスの利用を予定している皆様並びに地域の皆様にご迷惑をおかけすることになりました。誠に申し訳ございませんでした。

市内で提供できる障がい福祉サービスは増えてきていますが、まだまだサービスメニューは限られており、利用者は市外のサービスを利用していらっしゃいます。市内で多様なサービスが利用できるようになる、身近な地域でサービスが利用できるようになるという思いを込めた施設であり、一日も早く施設を開所し、利用者の皆様の便益にお応えしなければならぬと改めて認識するとともに、このような状況となりましたことを改めて深くお詫び申し上げます。

今後は、しっかりスケジュール管理を行い、建設事業を進めてまいります。

次に4点目の申請書類の印鑑押印についての現場対応について、お答えいたします。

住民票等の申請業務では、本人が確認できる運転免許証やマイナンバーカード等を申請時に提出いただき、職員が申請者本人と確認することを前提に、申請者氏名を自署いただければ、印鑑の押印は必要ないという事務の取り扱いを行っています。

また、近年は、申請者の押印の有無よりも、本人確認して申請を受け付けたかどうかが重要視されていますので、個々の事務について、押印が必要なのか見直していきたいと考えています。

受付事務のマニュアルの見直しは随時行っており、職員研修は配属時や政令等の改正があり、業務の変更が生じるときに実施しています。

窓口業務においては、ケース・バイ・ケースでの対応が必要な案件も多く、現場での実践を積み重ねることにより、対応する能力を高めていきます。

窓口対応等で問題のあったケースは、本庁と各振興事務所と情報共有をしっかりと行い、再発防止に努めています。

窓口業務における対応につきましては、職員の説明が不十分なため誤解を招いた事案

や、マニュアルや制度を十分に理解しておらずご迷惑をおかけした事案があったことで、ご指摘を受けたこともありますので、わかりやすく、納得いただける窓口対応となるよう引き続き着実に取り組んでまいります。

〔市民福祉部長 柚原誠 着席〕

◎議長（中嶋国則）

続いて答弁を求めます。

〔商工観光部長 清水貢 登壇〕

□商工観光部長（清水貢）

3点目の各所にみられる看板設置についてをお答えいたします。

看板設置の目的は、目的地となる場所や施設への道案内と当該施設そのもののPRのほか、その町が持つイメージの印象づけがありますが、その大半は道案内だと考えております。

次に、看板を新設する場合の場所形状等の決定に関しては、主に施設からの広告や設置の要望があった場合に検討することとし、その施設への動線上で一番近い交通量の多い道路や交差点を中心に設置できる場所を探したうえで、デザインを考えていくという手順かと考えておりますが、道案内用を除き近年設置した新設の看板は無い状況でございます。

3点目の、設置後の見回り、管理方法についてお答えいたします。

現在設置されている看板の中には、道案内以外にも当時その町の資源をモチーフにしてつくられているものもあり、情報が陳腐化しているものや、老朽化が進んでいるものがあることがわかったため、一昨年、一斉点検を行い、その結果を踏まえて、修繕計画に基づき順次修繕と撤去を行っているところでございます。

今年度修繕を行った一例ですが、まず、国道41号新蛤橋付近に飛驒牛と飛驒地鶏を掲載した看板がありました。設置場所に対して情報がミスマッチであったことから、瀬戸川や街中への誘導看板に更新させていただきました。続いて、国道360号宮川町林地区に飛驒市シティマップを掲載した看板です。基礎も看板部分も劣化が激しく、今にも倒れそうであったことから、撤去を実施致しました。

以上、今後についても毎年随時確認を行いながら、とくに状態の悪いもの、情報が著しく古いものなどから修繕あるいは撤去工事を計画的に進めていくこととしております。

なお、資料として、ご指摘いただいております看板についてでございますが、躯体は倒壊する恐れはないものと思われませんが、道路沿いの草木が生い茂り、看板が見えにくくなっていたことから、土地の管理者である県へ、除去対応をお願いさせていただきました。

〔商工観光部長 清水貢 着席〕

◎議長（中嶋国則）

続いて答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

P D C Aのお尋ねでございます。各部署のP D C Aの考え方ということにつきまして、ちょうどいい機会をいただきましたので、P D C A全体のつきましてですね、いま一度考え直してみましてのでそうしたことを含めましてご答弁を申し上げたいと思います。

P D C A、プラン、ドゥー、チェック、アクション、計画、実行、検証、は、アクションなのかアジャストなのかという議論もありますけども、そうしたよく知られた話でございます。これビジネスの分野からスタートしましたが、今や古典的なフレームワークでありまして、誰もが知るかたちになっているのではないかと思います。第二次大戦後にアメリカの統計学者が提唱いたしまして、現在は、プロジェクトや組織の管理、製造業における工程管理の改善手法として多く用いられておりますことはご承知のとおりかと思います。一時期P D C Aの本を読んだことがあります、実際に多く書物も出版されておりますし、昨今は、生産工程管理だけということではなくて、事業全体の前進を図るためのフレームワークとしても活用されているように思うわけでございます。

ただ私自身は、かねてから一般質問の場で申し上げておりますが、P D C Aを「仮説－実行－検証－仕組化」かこのように読み換えて、施策の立案、実施の手法として位置づけてきたところでございます。これは、計画を立てるよりも先に、現場の対話で得られた課題解決の手法を仮説として施策にしまして、速やかに実行、検証して、その結果で仮説を修正していくというサイクルを回すというものでございまして、得られたノウハウ、経験を計画として仕組化していくということに意味があるということでございます。これはコストや手間を最小限に抑えて、いいと思ったら迅速に取り組んで、検証による学びから施策を進歩させてくというものでございまして、これは起業家の世界でよく用いられる「リーンスタートアップ」といわれる手法でございます。提携しております楽天株式会社三木谷社長も同様の考えを提唱されておまして、私自身はそのあたり学んできました。

市において、議員がお触れになりましたけども、予算協議にあたっては、何か前年度と必ず違うところをつくろうよというっておりますのもこうした考えの反映ということでございますし、逆に私になってから気がつかれているかもしれませんが、当初予算じゃなくて補正予算でかなりの事業をですね、どんどん追加していくという手法をとっておりますけども、これもやはりそうした取り組みの1つでございます。また予算の中に「政策調整費」という予算を総合政策課に置いておまして、「政策予備費」と位置付けまして少額であれば迅速にチャレンジができるようにと取り組みをしているのもこうしたあらわれでございます。

今回、議員からご質問をいただいておりますのは、「P D C A」の内でも、とくに、チェック、アクションですね、チェック、検証とアクションあるいはアジャストメント、調整あるいは改善という部分を問われたものと受け止めておりますので、その点に絞ってお答えをいたしたいと思います。

このチェックにあたってのポイントですが、理想とする仕事、事業ができなかった原因はどこにあるのかということを追求することですが、原因はほぼ4つに分類できるというふうに思います。4つです。

1つは、「なすべき行動ができていなかった」というものでございます。これの対策はですね、なすべき行動、トゥードゥーですね、これの進捗管理の見直し、上司や組織の管理手法をマニュアル化するというのが対策になります。これが1番目です。

2番目は、「行動はできていたが、不十分だった」というものです。この場合は、なすべき行動を追加するということになりますので、マニュアルがあれば、必要な事項を追加するというのが対策になります。

3番目はですね、「想定していない課題があった」というものでございまして、この場合は、把握すべき要素を見落としていたことが原因となりますので、思い込みを疑って、起こりうることをいま一度想定して、相手とのコミュニケーション、情報の得方、時間・時期など、実行の手順を見直すというのが対策になります。

4番目、これはですね「施策や取り組みそのものが目標達成のための手段として不十分・不適切だった」という場合でございます。この場合は、その施策・取り組みを廃止するなり、大幅修正するなり、根本的な見直しを行うということになります。

おそらくチェックのポイントは、以上の4つだろうというふうに思われます。

それを踏まえて、今ほど各部長から答弁したことを検証いたしますと、まず可燃ごみの在庫切れの問題、これは恐らく3番目の「想定していない課題があった」という事例でございます。そうしますと、この発注スケジュールでいいのか、あるいは在庫の有無の把握はメーカー任せでいいのか、リカバリーの方法を契約に加えなくていいのかということを検討して、対策を講じるというのが今後のアクションなりアジャストということになってくるわけです。

市民福祉部長からご答弁申し上げました社会福祉施設の増額補正が必要となったという件については、これは一番目の「なすべき行動ができていなかった」という事例でございまして、スケジュール管理において、デッドラインつまり期限の意識が欠けていたということでもありますから、その徹底を図っていくということが対策になります。

窓口での申請書類の対応というものにもお触れになりました。これは2番目の「行動はできていたが不十分だった」という例だと思います。つまり印鑑を省略できる手順は決まっていたのだけれども、担当者に不徹底であったので、窓口で不愉快な思いされる方があったということでもありますから、徹底するための方法をマニュアルや手順に追加するというのが対策になるだろうと思います。

看板の問題は、清水部長からの答弁もありましたが、実際にプロセスが進んでおりますので、これについては、別に扱わせていただきたいと思います。

いずれにしてもこうした考え方、漠然と頭にはおいておったのですが、今回質問いただきましたので、もう一度こうやって整理し直しました。

こうした4つのですね、類型化したときに見えてくる対策があると思いますので、これをいま一度きちんと言語化いたしまして、指針化して徹底を図るということをやりたいなというふうに思っております。

その意味では、逆に今そうしたことをやろうということですから、今まで十分それが、マニュアル化したり言語化したり指針化されたかということとはそうではなかったということになるわけでありますので、こうした考え方をいま一度ブラッシュアップしまして、原因と対策を類型化し、事務を見直すというプロセスを徹底してまいりたいと思っております。

こうして高原議員のご質問だけでなくですね、議会、一般質問、委員会でもいろんなご指摘いただいております。これも大変良い機会でございますので、こうしたプロセスの中で改善を図っていききたいと思っているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○13番（高原邦子）

いろんな市長の答弁で、全てが片付いているなという気もしないでもないのですが、ちょっと順番が異なりますけれども、その看板の件なんですけれども、今言われたようにあの看板はですね、ちょっと古いものであります。しかし、私は何が言いたいと言うのは、あのところを通る職員なり何なりがいるんですよ。でも、だれも何も声をあげない。言えればいいじゃないですか。もう1つ、看板を立てるのにも、皆さんね、結構ノウハウというか、持っているんです。山田の杉越トンネルのところですね、トンネル側に看板が立っていたんですね。今もあります。それがですね、銀色で光って、幻惑しちゃうわけですよ、ドライバーを。それで、「危ないよ」とご意見がいっぱい出たみたいで、あそこ今見てください。黒くなっていますよ。そういう感じで、この看板もですね、これでは、白黒ではわからないのですが、私朝早く7時くらいですけど、これ、光っちゃってるんです。でも、杉越トンネルとは違うのは、これ、道よりも左側にあるからいいんですけど、杉越トンネルの場合は、トンネルのところにあったということで、場所もあるんです。場所の選び方もいろいろだという答弁がありましたけれど、皆さん、1日中、そこでどのような反射が起こるのか、見てきて決めていますか。どうですか、そういったこと、聞きますが。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□商工観光部長（清水貢）

1日中、その候補地に立ったり、もうすでに設置されている場所で、点検したことはございません。

○13番（高原邦子）

何よりも、建てるお金がかかっているんですよ。できるだけ、その看板なら看板のその目的を最大限に生かすように考えていくのが、これがお仕事だと思うんですよ。それが、どうか。市長は、今、分析されまして、今の4つのものに当てはめていくと、大抵なもの

はそのとおりになると思うんですね。それをどうしていくのか。

市長が掲げるすごい施策というものには、みんな注目するのだけれど、市長、本当にこれだけあるんですね、市の、市長の政策とかそういうものをのぞいて、もっとそちらのほうが多いんですよ。それに携わっている職員、私すごいポテンシャルが高くて、潜在能力があると思っています。その人たちをいかにして活かしていくか。先ほども応援隊とかいろんなので、人がいないとか、地域の若者たちがいないとか言っていましたけれど、1番の力になるのは、職員さんですよ。もっと職員さんがいろんな意見を、発想をもっと出せるような、そういった場面をその部署を超えてつくったらどうかと思うんですよ。1日、市長と語る会でもいいし、ばーっとみんな大勢集まるところにみんな職員ばかりで。テーマは決めておいて、ブレインストーミングみたいに結果は求めない。そういったことで、もっと職員さんを育てて、本当に能力を持っているのに、活かしていってくれよと思うんです。よそばかりに目を向けないで。その市内の一般の人たちも本当に見識ある方々、いっぱいいますし、そのことも大切ですけれど、一番身近にいて、一番市のこととかよくわかっている職員さん、本当に一生懸命やっている職員さん、いっぱいいるのを見ているから、今日、本当にこんなけちつけたりするようなことにちょっと抵抗がありながら質問をしているんですけど、どうですか、市長、結論を求めなくブレインストーミングみたいなやり方で、いろんな発想をいただいていくという方法をとってみませんか、いかがですか。

◎議長（中嶋国則）

高原議員、まださらに別の質問はありますか。

○13番（高原邦子）

まだあります。

◎議長（中嶋国則）

では、この高原議員の再質問等も含めて、終結するまで、続行しますので、よろしくお願いいたします。

△市長（都竹淳也）

実は、今回質問をいただいてですね、私、県の職員時代にちょうど梶原知事に仕えていた時代に全職員といいますか、「1職員、1改善、1提案」ということをやったことがあってですね、それで、随分いろんな意見が結構活発に出て、県というのは、非常に大きな組織ですから、それを結構知事が丁寧にみてですね、そういうのを実際に生かすという運動を一時期展開したことがあって、飛騨市は小さい役所ですから、もっと顔が見える段階でできますので、何かできるといいなということを思いながらですね、この答弁のことを考えさせていただいてました。今、議員、おっしゃったようにブレインストーミングみたいなかたちでやるということもありましょうし、新規採用職員とはランチ会みたいなかたちでいろいろ聞いたり、話したりもしているのですが、いろんな機会をつくってみたいということをご希望しますし、本当に今おっしゃったように市の職員のポテンシャル能

力というのは、本当に高いと思っていますしですね、結構いいことをかなりやってくれます。そういう意味でも、そうした話をする機会をつくるというのも1つですし、なるべく心かけていますのは、いろんな評判でいいことを聞くことって結構たくさんありましてですね、「よくやってもらった」というようなことを言われることがあります。そうしたことをこんなふうに喜んでいてもらったぞというようなことを私、どうしても市民と接触する時間・回数というのが圧倒的に多いですから、そうしたことを伝えるのも全体のモチベーションアップにもつながるでしょうし、そうしたことがですね、逆に自然なかたちで、気がつくことをどんどんあげていけるということにつながるのではないかとも思いますので、そうしたことも含め合わせながらですね、いろいろトライアルしてみたいと思っています。

◎議長（中嶋国則）

12時を過ぎましたが、続けます。

○13番（高原邦子）

柚原部長にお伺いしたいのですが、今、印鑑関係も考えていくという中で、マイナンバーカードがここにもどれくらい発行したかとかと書かれているのですが、とあるところは、公務員全部取らせているとか、いろいろあるんですけど、国もですね、いろんなことを考えているようなんですけれども、使い勝手が悪いとか本当に私も実際持っていないものですから、どのようなふうに使えるのかも知らない状態があるんですね。このマイナンバーカードとかが使えれば、窓口業務がこんな面倒くさくないよとか、そういったことはあるのか。マイナンバーカードは、そのうち保険証の代わりになるんじゃないかとかいろんなことを言われていますし、そのへんマイナンバーカードというものをどのように今捉えていらっしゃるのでしょうか。答えられる範囲で結構ですから、よろしくお願いします。

□市民福祉部長（柚原誠）

マイナンバーカードですけれども、飛騨市は、普及率が9パーセントくらいということで、全国と比較してもちょっと低い状況になっています。交付累計が2,165件、昨年度は、201枚の交付ということでありました。うちの部署では、マイナポータルといいまして、マイナンバーカードを使って、妊娠の届け出をするとか、児童手当の申請ができるとか、そういう手続きができるというふうにパソコン上で設定はされているのですが、利用回数は今まで1件もありません。そういう状況なので、なかなか運用の中では普及していったという印象を持っています。

マイナンバーカードを使って、他市町村との情報のやり取りもできるというふうになっているのですが、やはり利用されるということはないです。ですが、こういう状況があって、国のほうは、令和3年3月くらいやったと思いますけれども、マイナンバーカードに医療保険の保険証の機能を持たせるということを今計画しているそうです。それで、令和4年度中には、ほとんど全ての医療機関で、マイナンバーカードが保険証として使える

ようにしたいということを計画をされたということを伺っています。その関係で、普及率が国全体でも13パーセントくらいだったというふうに記憶していますので、今から2年、3年の間に全ての人がマイナンバーカードを保険証として使おうということになりますと、申請がすごく集中するので、とりあえず今年度中に全ての公務員は、マイナンバーカードを取得して、交付事務の集中化を避けるように協力してくださいというような依頼が国のほうからありまして、飛騨市のほうも今全ての職員の方に今年度中にマイナンバーカードを取ってくださいというお願いを総務課のほうから発出されています。そういう関係で、今からマイナンバーカードを普及させるためにどんな機能を持たせればいいのかということがもっともっと具体化してくると思いますので、それによって普及があがっていくのかなというふうに思っています。

○13番（高原邦子）

どうもありがとうございました。予算委員会、決算委員会もありますので、細かいところはそこに委ねたいと思います。それで、ぜひ市長にお願いしたいし、ここにお座りの部長たちにもお願いしたいのですけれども、職員ともっと語ってもらいたいし、もっといろんなことを見てあげてほしいし、もうひとつが、今回結構縦割りだのと、飛騨市役所もと思ったんです。もっとそれぞれの部ばかりではなくて、マトリックスみたいに横断してですね、各部が、もっとやってもらったらいいなと思うところがいっぱいありました。ぜひですね、PDCA、Cが大切で、DがなければCがないものですから。でも、ぜひね、生かしていつてもらいたいし、今回ちょっと大坪部長のところなんかも、これを生かしていきたいということもありましたけれども、やはりあまりにも消費税増税、男性だなと思います。今いろんなお店に行ってください。トイレットペーパーなんかないところいっぱいありますよ。みんな知っているんだな。買いだめとかそういうことをいうとよくないですけど、やはりおばちゃんたちに聞くと、やはり腐らないものとか洗剤とかはいいということとかもありますし、それが主婦の感覚なんです。2パーセント上がるということは、ものすごく家計にとっては大きな負担なんです。ちっとも皆さんは、その消費税のアップのその何ですか、条例改正だけを出してきますけれど、もう少し、商工関係のところはですね、もっとアンテナを張って、そういった情報とかをもっと大坪部長の環境水道部とかに話せなかったのかと。もっと契約したので、いつものとおりでいいわとか思わずに10月はこういうことがあるんだとかもっとアンテナを張りめぐらさなきゃだめですよ。本当に。私もね、今回、本当に思いました。ありがたいのと、大坪部長のおかげで、考え直しました。というのは、いつも神岡に住んで30年超えたのですが、神岡町でゴミ袋ができてからずっといるんですけど、一度だって、ゴミ袋の心配をしたことがなかったんですよ。ところが、いつもあると思うものがない。これって、先ほどの坂田危機管理監ではないですけど、「水、そういえば飲んでしまって、補充していなかった」とか防災のときのことを思いました。やはり備えていかなければいけないと。主婦として失格だったなと思いながら反面教師で、当たり前前に店に行けば袋があるとか、お水があると思っていて

はいけないということを教えてくれたことはいいことだなと思っていますけれども、ぜひですね、もうちょっと業者さんともですね、密に連絡取ってやるべきだし、はっきり言って本当に根性出してやれよと私だったら言ってしまうくらいなところなんですけれど、今いろんな事情があってということなんです、そのへん業者さんといろんなことを言う、業者さんにはどんなことを言われたのですか。最後にお伺いしますが。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□環境水道部長（大坪達也）

契約業者の方に言うということよりも、まずは、前期・後期にわけて納めるということは明記しているんですけれども、いつまでにということが明記されていないのが、それがひとつ、問題なのかなということもありますので、そういうことも含めて今回のことにならないような対応を考えていきたいと思います。

○13番（高原邦子）

いろんな失敗があって、そこからまた新たなこともできていくと思いますので、どうか皆さん腐らずに頑張ってやっていっていただきたいと思います。これで、お昼越して申し訳ございませんが、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔13番 高原邦子 着席〕

◆休憩

◎議長（中嶋国則）

ここで休憩といたします。再開を午後1時15分とします。

（ 休憩 午後0時12分 再開 午後1時15分 ）

◆再開

◎議長（中嶋国則）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

4番、住田議員。

〔4番 住田清美 登壇〕

○4番（住田清美）

それでは、議長より発言のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきたいと思います。まず、1点目に放課後児童クラブの現状と改善に向けてお尋ねいたします。放課後児童クラブは、小学1年生から6年生のお子さんで、放課後や長期休暇中に保護者が仕事などのため留守家庭となるお子さんを、学校内や敷地内の専用スペースでお預かりする事業です。

指導員を配置し、宿題をしたり、おやつを食べたり、友達と遊んだりしながら、保護者

の帰宅までを過ごす、子どもたちにとっての「第2の家庭」ともいうべき大切な生活の場です。子どもの健全育成を図り、親の働く権利を確保し、家族の生活を守るという役割も担っています。とくに低学年の利用と長期休暇中の利用が多いとのことでした。

夏休み中の8月8日に古川町内の2つの児童クラブを訪問させていただきました。古川小学校は79名の利用で、ちょうど2つの部屋にわかれて学習の時間でした。みんなきちんと机に向かっていました。中にはちょっと眠そうな低学年の子もいましたが、おやつになると元気復活という感じでした。古川西小学校は84名の利用で、ちょうどおやつを食べ終えて全員が1部屋に入っていました。なんとすごい人口密度かしらとちょっと驚きました。その後遊びの時間で、体育館に移動しましたが、なんとパワフルなこと。これが朝7時半から夕方6時まで1日中この元気な子と向き合っていくには指導員もパワーが必要だと痛感いたしました。

指導員は両クラブとも早番・遅番などのシフトを組み合わせながら、日中6人程度の体制で勤務されます。保護者にとっては、安心して仕事が続けられるための放課後児童クラブですが、昨今の利用者増に果たして対応されているのか次の点をお尋ねいたします。

1つ目に担当部署の変更理由です。放課後児童クラブについては、昨年まで子育て応援課が担当していましたが、しかし本年度から教育委員会学校教育課が担当となりました。学校施設あるいは敷地内での開設ですので、従前も連携を取りながら事業を進めていましたが、今年度から教育委員会部局が担当することになった理由はどのような点を重視されての変更だったのかお尋ねします。

2つ目に利用状況です。先ほども申し上げましたが、夏休みはとくにたくさんの利用があります。子どもの数は減っているけど、児童クラブ利用者は年々増加傾向であるとの声も聞きます。そこでお伺いします。各児童クラブの平日と夏休みの平均利用者数と、夏休み最高利用者人数をお聞かせください。

また、昨年度当初、申込みの多かった児童クラブでは利用制限をされたとのことですが、現在は申込者全てに利用可能な状況になっているのでしょうか。

3点目に今回見学させていただいた2つの児童クラブは、専用の部屋にはエアコンが設置されていましたが、学習のときなどほかの教室を利用する場合にはエアコンがないように見受けられました。その他の児童クラブには、エアコンは整備されているのでしょうか。現在、小中学校ではエアコン設置工事が進められていますが、今後夏休みなど専用の教室以外のほかの教室を児童クラブの子どもたちが利用する場合、冷暖房はきちんと整備されるのでしょうか。

また、今後利用者が増え、現在の部屋では狭いとの判断をした場合、専用に使える部屋は確保できるのでしょうかお尋ねします。

4点目に指導員の仕事内容についてです。放課後児童クラブの指導員は全員臨時職員で、ほとんどの方は学校の児童支援員との兼務です。長期休暇などは利用者が多くなると早番・遅番などのシフトを組むため増員されています。業務内容は単なる見守りだけで

はなく、とくに長期休暇中は、朝から晩まで、安全を第一に、社会生活の指導や、子どもや親さんとのかかわり、おやつのアレルギー対応、また、配慮の必要なお子さんにはとくに目配りをするなど、常に目と手が離せない状態です。子どもたちにとって居心地のいい場所でありたいと願う、指導員の熱意に支えられて今日まで続けられているといっても過言ではないと思います。研修にも参加され、順次、放課後児童指導員認定資格も取得され、また必要な知識はみんなで共有されています。

来年度から臨時職員については、会計年度任用職員制度が導入され、待遇改善が図られるようではありますが、子どもの命を守る最前線で働いている指導員については、専門業務職員とみなしてもよいのではないかと思います、いかがでしょうか。

以上、放課後児童クラブの現状と改善についてお尋ねいたします。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

〔教育長 沖畑康子 登壇〕

□教育長（沖畑康子）

私からは1番、2番、3番の3点についてお答えをさせていただきます。

まず最初に担当部署の変更の理由でございますが、放課後児童クラブは、小学校から帰ったとき、もしくは小学校が休みのときに、責任をもって保護できる大人が不在のために児童だけになってしまうご家庭の児童をお預かりする事業でございます。

放課後児童クラブの運営にあたっては、児童を安心・安全にお預かりすることを第一に考えております。担当部署が市民福祉部子育て応援課から教育委員会学校教育課に変わった理由としましては、最も重要な学校との連携を強化するためであり、これが児童を安心・安全にお預かりすることにつながると考えたからでございます。

具体的には、放課後児童クラブが教育委員会が管理する学校の敷地内にございますことから、日頃より学校と密に連携をとることができ、児童の配慮すべきことについて、より早く正確に把握して、放課後児童クラブでの安心・安全な生活につなげることができま

す。

また、放課後児童クラブ指導員からの児童への適切な対応について相談があった場合につきましても、具体的に指導・助言をすることができています。

このように、学校・放課後児童クラブ・教育委員会学校教育課が連携することで、児童の安心・安全を第一に、保護者に信頼される放課後児童クラブの運営に努めているところでございます。

2点目の利用状況についてお答えをいたします。各放課後児童クラブの利用者数についてお答えいたします。平日の平均利用者数でございますが、古川児童クラブ54人、古川西児童クラブ42人、河合・宮川児童クラブ13人、神岡児童クラブ16人。夏休みの平均利用者数です。古川児童クラブ75人、古川西児童クラブ78人、河合・宮川児童クラブ14人、神岡児童クラブ43人。次に夏休み中の最高利用者数でございます。古川児

童クラブ96人、古川西児童クラブ96人、河合・宮川児童クラブ19人、神岡児童クラブ55人でございました。

本年度、古川児童クラブにおいて使用できる部屋を新しく確保いたしました。古川小学校体育館東側 にございます生活科室です。そして、指導員を1名増員しました。このことで、現在、申込者すべてに利用可能な状況になっております。

3点目に環境整備についてお答えいたします。平成29年度に、全ての放課後児童クラブの専用の部屋にエアコンを設置しております。また、本年度の夏休みから、各放課後児童クラブの冷房が入っていないスペースには、危機管理課が避難所用に整備した大型冷風機を活用し、暑さを緩和するのに非常に効果をあげることができました。なお、暑い時期、さらに教室が必要になった場合には、現在、学校のエアコン整備を進めておりますので、その利用も検討してまいります。

今後についてのご質問ですが、昨年度から本年度にかけての利用者数は横ばいですので、現在のところは、使用する部屋の増室は考えておりません。しかし、利用者が増加し、狭くなるようであれば、専用に使える部屋の確保について検討してまいります。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

◎議長（中嶋国則）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

それでは、4点目の指導員の仕事内容についてお答えいたします。会計年度任用職員の職の区分について説明します。市では、専門業務職員及び業務支援職員の2種類に区分していますが、その違いは原則として資格の有無によって判断しています。ただし、資格がない場合であっても、専門的分野の業務に従事する場合は専門業務職員として位置づける職もあります。現段階の整理では、例えば、外国語通訳業務、調理業務、介護認定調査業務といった分野における職は、特段資格を必要とするものではありませんが、専門業務職員として整理しています。同様に放課後児童クラブ指導業務に従事する職員も専門業務職員として整理する予定です。なお、この場合において、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の規定に基づく放課後児童支援員としての資格を有する場合は、当然に有資格として取り扱うこととなります。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

○4番（住田清美）

ただいま答弁をいただきました。その中で、担当が教育委員会部局に変わるということは、教育委員会というとやっぱり義務教育的な立場でものを考えられるといったイメージがあるものですから、この放課後児童クラブは義務教育ではない。これは、子育て支援の一環ではないかと思っておりますが、そのへん学校として連携を密にできるということは、メリットでございますけれど、親さんへの子育て支援の思いというものも学校のほう

ではお持ちでこの事業を進められているのでしょうか。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

学校としましては、同じ親さんということで、学校においても家庭においても子どもたちの成長においては、そういう支援といいますか、助言を行っていくのは変わっておりません。ただ議員がご心配されているように学校の負担にならないかという点につきましては、学校教育課といたしましても、その点を十分に配慮して行っているところでございます。

○４番（住田清美）

もちろん教育委員会部局に今所属が移ったからといって、市民福祉部局の子育ての関係と手を切ってしまうのではなくて、たぶん連携してやってみえると思いますので、従前のように子どもたちにとってより良い方法をお願いしたいと思います。それから私、利用人数を聞かせていただきましたが、その夏休みのたった１日、拝見させていただいたのですが、本当にたくさん子どもたちが利用しています。今も聞きましたら、夏休みで一番多い最高人数が９６人。１００人近く子どもたちが学童保育の一部屋に集まる。教室はいろいろありますけれども、古川小学校では、全校生徒からみますと２２パーセント、古川西小学校では、３１パーセント、河合・宮川とかも３５パーセント。全校の数からいえば。そして、登録人数とかみますと、古川小学校・古川西小学校、とくに古川西小学校の人数が多くて４１パーセントが登録してみえます。１年生から６年生まで合わせて。とくに１年生なんか６１パーセント、２年生も６３パーセントが、利用するしないは別として、登録はされています。ということは、必要に感じていらっしゃると思うんです。このように全校生徒の３割くらいが、夏休みの期間中はとくに放課後児童クラブを利用されているんです。これだけ需要が多いと思うのですけれど、こういう利用が多い、これだけ期待されていることにつきまして、担当部署としては、それはどのような背景があつてからだと思いでしょいか。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

利用者が増えているということにつきましては、当然ご家庭で子どものお世話をする方がいらっしゃる。皆さんがたぶんお仕事をされているということであろうかなと。だから働くお母さんがとても増えてきたのではないかというふうには思っています。

また、地域別にみまして、増えているところ、増えていないところとかということがございますけれども、今議員がご指摘のような古川西児童クラブにおきましては、範囲が広くございますので、夏休み中１日家にいて、周りに遊ぶ子がいないというような状況等も考えられるかなと。これは、私の思いですが、そんなふうにも捉えております。

○4 番（住田清美）

これだけ低学年なんかは、ほとんど60パーセント近い登録者があるということは、それだけ家庭のお母さんがおっしゃるように働く方が多くなってきた。そして今、昔みたいに地域の目がなかなかない。昔なら夏休み、一人でおいていても地域の目があったもので、何となく夏休みが過ごせたんですけど、今そういった目もない。それからおっしゃったように遊ぶお友達もいないような状況の中で、この放課後児童クラブが期待される率が多いのではないかと考えています。そこで、とくに冷房の件につきましては、今専属の部屋にはしっかり冷房がついていると答弁をいただきました。また、ほかの部屋を使う場合にも危機管理の大型の冷風機を使ったり、あるいは、また部屋が必要なときにはしっかりと冷房のついたところを配慮するというご返答をいただきましたので、こちらについては、とくに今、夏は暑いものですから、児童の健康がやはり一番心配ですので、そのへんもしっかり配慮していただいているものと思っていますが、その冷暖房のほかにもこの放課後児童クラブに備品整備の中でとくにちょっと気がついたのですけれど、専用の部屋にテレビがなかったんです。これは、子どもたちにテレビを見せろということではなくて、例えば災害が起きた場合、それからどこかでテロ的なものが起きた場合、情報網が全然ない。一応学校には併設しているので、学校に駆け込めばとおっしゃいますけれど、夕方6時まで開設しています。また、土曜日は学校が閉庁していますので、そのような場合にやはりその情報源、災害的なものの情報を入手する情報源であるテレビとか、それからパソコンも配置されていないと思います。指導員さんが自前でいろんなものを、資料を作ったりなさっていると思います。それから子どもたちに必要な備品も聞いてみれば、また足りないものがあるのではないかとと思いますが、そのへんをしっかりとその現場の指導員さんと調整しながら、今後拡充をしていただければと思います。

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

ただいまの件でございますが、例えば危機管理ということもありますし、当然現場の方の声ということもありますので、いずれにせよ関係される方とですね、よく話し合っ、必要であれば整備していきたいと考えています。

○4 番（住田清美）

よろしくご配慮をお願いいたします。最後に指導員さんの身分保障の件で、今児童クラブの指導員さんは、資格は取られています。資格がないとこの児童クラブも開設できない。1人は必ずいないと開設できないということもありますので、1人は、最低取ってみえて、ほかの方も勤務年数が何年になると資格が取れるということで、順次取ってみえるということで、有資格者というふうにみなして、専門業務職員ということにというご返答だったと思うのですが、専門業務職員の待遇については、今度の4月からこれで適用していただけののでしょうか。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

新年度からそういう取り扱いにしたいというふうに考えています。

○4番（住田清美）

その専門業務職員にしていただけることは、その資格を認めていただいたこと、その仕事内容を認めていただいたということで、大変ありがたく思うのですが、専門業務の中にも行政職と医療職と福祉職にわかれると思うのですが、ここでひとつ、教育職をつくらせていただいて、今とくに指導員は支援員さんと兼務されておられますので、今1日の勤務時間がたぶん学校教育所管になると思いますので、前は学校と半分半分、学校と支援員と半分半分でしたので、給料の出どころも違うということもあってなかなかいっぺんにみることができなかったと思うのですが、今はもう学校管理の学校教育課の中の賃金体系になると思いますので、ひとつ、この教育職というところをひとつ配慮していただいて、放課後児童クラブの指導員もそうですし、市単でやってみえますスーパー少人数の先生方もたぶん臨時職員さんの扱いで今後専門業務職員でやられると思いますので、ひとつそういった中で教育職をひとつつくって検討していただけるようなことも提案したいと思うのですが、いかがでしょうか。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

新年度の会計年度任用職員の施行にあたりまして、これから検討させていただきたいと思います。

○4番（住田清美）

本当に皆さんも一度現場に行ってみていただきたいと思います。たくさんの子どもの命を預かっています。そういった指導員さんの支援員さんの本当に熱意だけでいま運営されていると思いますので、しっかりとそれに応えてあげていただければと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。保育料無償化への対応についてお尋ねをいたします。国は10月から消費税増税とセットで、子育て支援の一環として、幼児教育・保育の無償化を実施いたします。3歳児から5歳児、また未満児の市民税非課税世帯の保育料が無料となります。ところが、これまで保育料に含まれていた副食費については、月額4,500円が保護者負担であると国が示し、飛騨市もそのように決定されました。

私は、3月議会の一般質問の中で、主食費・副食費徴収については、真の意味での無償化にならないのではないか、できるだけ保護者負担増にならないようにしてほしいとの問いに、市としては実負担が軽減される方向で検討しますとの答えでした。

そこで、国と市の軽減策として、年収360万円以下の世帯、第3子以降のお子さんなど給食費をとらないことにより、保育料無償化前より保護者負担が増える家庭はないということでございます。

しかし、多くの家庭では副食費、これ4,500円、主食費は従前から1,000円と

ってみえますので、副食費が徴収されるようになります。これまでも、副食費は保育料の中に含まれているといわれていますが、その意味をしっかりと理解し、金額も「4,500円です」と明言されたことはなかったと思います。今いきなり4,500円が浮上してきたと思います。保育料無償化という言葉が一人歩きし、今回「副食費は徴収します」との方針に若干の違和感を持つ保護者はいないのでしょうか。

今後、保育園単位で説明会を開催される、あるいは、もう幾つかの園では開催されていらっしゃるようですが、市はどのように対応されていくのでしょうか。

まず、副食費の徴収についてです。国の方針に沿って、副食費4,500円を実費徴収されるにいたった経緯をご説明願います。また、副食費を負担する人数、及び総額は幾らになるのでしょうか。

2つ目に保護者説明についてです。本年1月に実施された「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」で、保育料が負担になっているという声はなかったのでしょうか。また、今月4日から各保育園で説明会を開催されておられます。いままでの中で、保護者の方の反応はいかがだったのでしょうか、お聞かせ願えればと思います。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 柚原誠 登壇〕

□市民福祉部長（柚原誠）

1点目の副食費の徴収について回答いたします。

現在、保育の必要性を認定された3歳以上の児童については、保育園において提供される給食、おやつにかかる副食費は保育料に含まれておりますので、主食費のみ負担をいただいています。今回の保育料無償化においては、保育料は無償化されますが、国の方針として、保育料に含まれていた副食費は負担していただくこととされております。したがって、主食費と副食費は、保護者に負担していただくことになります。保育料無償化は、子育てをしながら働く世帯への経済的援助を目的としていますが、食料費については、自宅で子育てをする場合でも生じる費用であることから、市として独自の追加負担を行うことはせず、国の方針に沿うことにしました。国の説明では、副食費の4,500円という額は、保育園の給付に充てられる公定価格の算定に用いられてきた額であり、国で実施する軽減措置にかかる算定にもこの額を用いるとのことでした。

飛騨市において、副食費にかかる費用を調査いたしましたが、月額4,300円から5,000円と、保育園や月によって変動はあるものの、おおむね平均額であり、民間保育園においても4,500円が妥当であろうとのご意見でした。そのような経緯から、ひと月当たりの副食費は、2回のおやつ代を含めて4,500円が適当であると判断いたしました。なお、副食費をご負担いただくことにより、現在の保育料よりも負担が増える場合においては、現状の負担額と同じになるよう、国の制度や市の制度で軽減を実施いたします。

次に、副食費を負担する人数、総額について説明いたします。今年度は、飛騨市全園の

3歳以上児494名のうち345名が対象となります。残りの149名は年収360万円以下世帯であったり、第3子以降のお子さんがおられるなどで、副食費は無料となります。また、副食費の総額は、今年度は10月からの実施なので、半年分で896万円、年間の額としては1,800万円程度となります。

次に保護者説明についてお答えいたします。

平成31年1月に実施した子ども・子育て支援に関するニーズ調査は、調査対象者1,104名中、991件から回答をいただきました。この調査では、保育料について質問した項目は設定していなかったため、問33が教育・保育環境など子育ての環境や支援に関して、ご提案やご意見を自由に記載していただく設問で、保育料についての回答をいただける調査項目となります。問33の回答者が259件で、保育に関連した回答をいただいたのは11件ありました。公平な保育料であると良いであるとか、保育料は払うので未満児の受け入れを拡大して欲しいなどのご意見はありましたが、保育料が高く大きな経済負担となっているという主旨の回答はありませんでした。

保育園での無償化に対する説明会は、9月4日に旭保育園、5日に河合保育園、6日に双葉保育園、10日に増島保育園で開催しましたが、いずれの会場でも、保育料についてご不満の意見はありませんでした。

会場では、保育料無償化は今後ずっと続くのか。副食費はずっと4,500円なのか。というご質問をいただき、今のところ期限は定められていないとお答えをいたしました。第3子は全て無料となるのかとのご質問には、これまでどおり主食費1,000円のみをご負担いただくことになるとお答えしております。

短時間保育認定を受けておられる保護者から、時間延長の利用料は、これからも払う必要があるのかとのご質問があり、常時お仕事が4時過ぎになるようであれば、標準保育時間への変更認定を受けていただければ、時間延長保育料は不要になるとお答えをしております。

説明会は、今日が宮城保育園、明日がさくら保育園、一般向けの説明会は17日にハーブピア古川、18日に神岡町公民館において開催する予定です。

疑問な点や不明な点がある場合は、気軽に子育て応援課保育園係にご連絡いただくようお願いしております。

〔市民福祉部長 柚原誠 着席〕

○4番（住田清美）

この制度の対応については、各保育園ごと、また一般の方への説明会などでいねいに説明をしてくださっているところでありますし、保護者の方からも特段高いのではないのではないのみたいな声はないということではございますが、考えてみても主食費と副食費合わせて5,500円が給食にかかる費用として、納めていただくことになります。それと比べて小学生の給食費は1カ月、4,750円なんです。11カ月分の徴収ですので、年額でいえば、保育園って高いんじゃないのというようなイメージがあるのですが、今、

月に月額4,300円から5,000円、だいたい4,500円は妥当だということでしたが、何か小学生の量と比べると量も少ない保育園の子どもたちが、小学生よりも高い給食費になるということなのですが、この4,500円と1,000円という国が示した金額は妥当だと思い決定されたのでしょうか。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

国が示した額としましては、主食費3,000円というものを示されましたが、飛騨市のほうでは、主食費のほうは、700円から900円、あるいは、1,000円くらいが平均的な金額ということで、1,000円のまま主食費は、据え置くということで考えました。そしてあと副食費についても、それぞれの保育園にお聞きしましたところ、先ほど説明しました額ということで、ご回答いただいておりますので、実勢価格として適当であるという判断をいたしております。

○4番（住田清美）

今、主食費のことをおっしゃいまして、今徴収は、1,000円なんですけど、国のほうからは3,000円という提示額がございましたが、飛騨市ではそこを配慮して1,000円の徴収になっております。保育料も飛騨市の保育料は国が示した基準値よりも随分安い設定をさせていただいております、子育て支援の中には、随分ご配慮いただいております。そういった保育料、主食費は国の基準よりご配慮いただいているのに、なぜこの4,500円の国の指示額については、例えばこれを半額にするとか、無償化にするとかいった議論はなかったのでしょうか。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

先ほど質問の中でですね、議員もおっしゃったのですが、真の無償化にならないのではないかというお話なんですけど、そもそもですね、保育の無償化というのは、国が突然言い出した話でありまして、地方から一切お願いしたこともなければ、要望したこともない。去年、全国市長会あがってですね、この問題について大議論をやったわけですが、無償化になった関連する費用は、全部国が100パーセント負担するというのが譲れない条件であるということはずっと言ってきたわけです。ですから今回のことについてですね、受け止めがどうかということは、それは逆にそういう国の仕組みなんだということをいう以外ないわけでありまして、無償化ということで誤解されるので、誤解されるほうに合わせて、市が独自負担をするということでは、これはですね、そもそも去年ずっとそうした運動をしてきたこの問題について国に対峙してきたということがですね、そもそも根底から崩れてしまうということですので、あくまでも国が一方的に言い出したことなんだということをまず前提にこれは扱うということです。ただし、今後その副食費の扱

いをですね、どうしていくのかということは、地方それぞれ、自治体それぞれについてのいろんな議論というのが出てくると思うのですが、少なくともこの時点においてのことは、もともとそういう制度の成り立ちで議論が進んでいますから、無償化だからという言葉だけを捉えてゼロにしてしまう考えは持っていないということでございます。

○4番（住田清美）

副食費を負担する家庭が約70パーセントは、この副食費を負担する家庭になります。総額で年間1,800万円ほどの徴収になるということでございます。今市長はおっしゃいましたけれど、5,500円を徴収することによって、痛む財政は1,800万円です。これを子育て支援の中で無償化にした場合は、これが入ってこないということになります。例えばふるさと応援基金の中にも福祉・教育・学校という項目がありますので、こういった基金などを利用して、この部分を将来的に無償化に向けていくというようなことは、今後考えていかれますか。それとも当面は国の方針でいかれますか。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

国の方針といいますか、つまりそれは別問題で、副食費を市としてどうするかという問題ですから、国の方針に従う、従わないということはないのですが、全般的にこれは私の姿勢としてずっと申し上げているのですけども、その一律給付型のものというのは、とにかく避けるのだということをずっと申し上げてきました。例えばその所得がですね、一定以下の方、そういう世帯への支援策を考えていく、これを考えていく余地は十分あると思うんですけども、一律にですね、おおよそ全ての人たちにですね、給付をするという。これは市が負担するわけですから、給付するのと同じですけども、そうした施策というのは、かなり慎重でなくてはいけないと思います。なぜかという、一度始めるとやめられないわけですね。やめた時点で負担増になりますから。しかもそれをですね、やるということは、かなり高額所得の家庭も全て負担するということですから、それが本当にいいのかどうかとかそういう問題もあります。ですので、子育て支援については、例えばふるさと納税を使う議論もありますけども、これも毎年毎年制度がどうなるかわからない。また幾ら入ってくるかもわからないという中で運営するものでありますから、恒久財源としては、自分で一般財源の中から持ち出すということを前提にやらなくちゃいけない。そうすると、その中でですね、支援のあり方とそれから財政的な問題とそこを組み合わせる考えるというものがこういうものの問題なので、ここで結論を申し上げられませんが、ただそういう考え方で臨んでいくという姿勢でございます。

○4番（住田清美）

ありがとうございます。いずれにいたしましても、保護者にとってこの保育料の無償化によって負担増、主食費・副食費をとることによって、負担増になる家庭はないということですので、例えばですけど、今まで保育料が5,650円取られとった人やと5,5

00円の負担で、得やなと思った方もみえるかもしれません。何百円やなと思った方もみえるかもしれません。そのほかにも高額に保育料を取られていた方にとっては、5,500円、主食費・副食費の負担で済むのなら、それは無償化のメリットを感じられる家庭もあるかと思います。私も昨日、ちょっと増島保育園の説明会のほうに顔を出させてもらったのですが、保護者の方からは、そういったシュプレヒコール的な「高いんや、何でとるんや」という声はございませんでした。今より負担増にはならないんだねということで、皆さん、ご納得はいただいていたようでございますので、またしっかりこのことについても、子育て支援についても、今後またさらなる改善に向けて考えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後の質問、3つ目の質問に移らせていただきます。飛騨市公共交通路線に回数券の導入はできませんかということです。飛騨市地域公共交通網形成計画は、「市民の自立した日常生活を実現させるため、特に高齢者等に代表される移動制約者の通学、通勤、通院、買い物等の移動を自立的に行うことのできる基盤の整備を通じて、「安心して暮らせるまち」の実現に貢献すること」を目的に定められ、路線の運行については、都度見直しがかけてられています。利用目的にもありますが、高校生の通学の足としても大事な役割を果たしています。例えば、古川エリアの畦畑線でございますけれど、現在4便ありますけれど、スクールバスとの混乗を兼ねておりまして、朝は畦畑を7時台に出発する便がありますので高校生も利用いたします。ただし、夕方は16時台に古川駅等を出発するのが最終便ですので、なかなか高校生の利用はしづらく、家の方の迎えとなり片道利用しかできません。そのため定期券の購入はされずに、毎日利用料200円を握りしめ乗車されています。そこで、毎回小銭の心配をしなくてもよいように、回数券を発券することはできないでしょうか。例えば10回券に11回分の回数券をつけていただければ、片道利用者だけでなく、ほかの利用者、例えば週に数回通院や買い物に利用される方にとっても小銭の心配がなく、1回分余分につけてもらうことによって、お得感も感じられて利用促進にもつながるのではないのでしょうか。濃飛バスが運行する公共交通バスには回数券がありますので、地域路線にも回数券の導入を検討していただけないでしょうか。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

飛騨市公共交通路線の回数券についてお答えします。現在、飛騨市営バスでは、1日乗車券、通学定期券、一般定期券及びシルバーフリー定期券を用意しており、1日に複数路線を利用される場合や、毎日決まった路線を往復で利用される場合には、これらの乗車券を事前に購入していただくことで、通常に乗車するよりも簡単でお得に乗車していただくことができます。

ただし、これらの乗車券は往復乗車又は複数路線乗車を前提としているため、1日に片

道だけを利用される場合には、簡単でお得な乗車券がないのが現状です。

議員ご指摘のように、回数券を導入した場合には、利用者にとって利便性や経済的効率が向上し、利用者が増加することも考えられることから、今後導入に向けて検討してまいりたいと思います。

なお、導入にあたっては、条例改正及び飛騨市公共交通会議での決議を要することから、他市や他のバス事業者の事例も十分に研究しつつ進めてまいりたいと思います。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

○4番（住田清美）

ありがとうございます。回数券の導入については、前向きにということですが、現在畦畑線もそうですけれど、古川を走っているああいふスクールバスの中に両替機もないものですから、毎回毎回小銭、大きなお札のときは、運転手さんにそのご不便をかけるということもございますので、ぜひ先ほどの利便性の向上、それから利用率の増加という面からも公共交通会議にかけなくてはいけないということで、来月からというわけにはいかないと思いますけれど、利用者の声をしっかり聞いていただきながら、発券をしていただけるようにどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして私の一般質問は終わらせていただきます。飛騨市の子どもたちのすこやかな成長を祈って、暑い夏がはやく過ぎて涼しくなればいいなと思っております。ありがとうございました。

〔4番 住田清美 着席〕

◎議長（中嶋国則）

以上で4番、住田議員の一般質問を終わります。

次に6番、中村議員。なお、質問中、資料の使用願いが出ていますので、これを許可いたします。

〔6番 中村健吉 登壇〕

○6番（中村健吉）

議長のお許しを得ましたので、これから質問をさせていただきます。

7月29日から31日まで、総務常任委員会では、山形県・宮城県への管外視察を行いました。春に行われた管内視察において現状を確認し、広く今後の改善・改良を図るための参考事例や方策を求めて、委員会所属議員全員と協議して視察箇所を決めたのですが、実際に訪問し、先進事例を研修することは大いに勉強になりました。今回、私は今回の視察で感じたことを中心に2点についてお伺いしたいと思います。

なお、午前中に徳島議員のほうから同じような質問がありましたので、もし回答でダブるところがありましたら、その分は簡略していただいて結構です。

まず、1番目に飛騨市の防災危機管理についてお伺いしたいと思います。

1番目、今後予想される飛騨市の自然災害について、飛騨市はどのようなことを想定していますか。今回、私たちは、東日本大震災で被災した石巻市と女川町を訪ね、そこで防

災減災対策について話を伺ってまいりました。両方とも津波による被災からの復興と、新たな防災体制づくりに重点を置いておられ、着々と復興に邁進されておられました。

飛騨市は山国であるから「津波被害」は関係ないと言われるかもしれませんが、いつ・どこで・何が起きるかわからない、自然災害については、東北各地の被災地の2011年からの復興活動の中に、山国であっても教本にすべき防災危機管理事例がみられます。

そこでお伺いします。今後見舞われるかも知れない自然災害について、飛騨市はどのようなことを想定していますか。

2つ目です。起こりうる飛騨市の自然災害について、その防災・減災対策は市民が安心できるものになっていますか。今後、補充・補強しなければならないことは何だと思われますか。高齢化・過疎化の進む現状から、将来、市民全員がまさかのときに十分な救護活動を受けることができるかと言えば、必ずしもそうと言えない場合があると思います。また、災害は場所・時間を完全に予想することはできません。対策を立てても、それが空振りすることがありますが、そのときはそれで良かったと言えるでしょう。市民が安心納得できる対策はとられているのでしょうか。

また、現段階で、市民の安全のため補充あるいは補強しなければならないことがあるならば何だと思われますか。

3つ目、市民の防災避難意識構築について、どのような方策を立てていますか。9月1日、防災避難訓練が行われました。市内各地で行われましたが、その状況はどんな様相であったのでしょうか。いろいろ聞いてみますと、問題点もあったかのように思います。石巻市を訪問した時、防災対策担当の方から説明をいただいたときに、「これまでは、設備補強などで人命や財産を守り、被害を完全に防ぐという意識であったが、これからは災害を完全に防ぐことはあきらめ、逃げて人命だけは守るという方向に変化した。災害に対しては「自助」、「共助」、「公助」の「共助」が最も重要と理解した」という話をいただきました。

実際に起きていない災害に「真剣に訓練参加してほしい」と言われても、それぞれに事情があり、どうしても参加できないことはあります。また、残念ながら訓練さえできないところもあるように聞いております。

しかし、この訓練は、市民に「まさかのときの心構え」を持っていただくために、絶対に必要なものと思います。そして、その心構えは早くから種をまき、将来に受け継がれていくものでなければならないとも思います。今後、避難訓練参加をはじめ、市民の防災避難意識構築について、どのような方策を立てていますか。

最後、4番目です。避難指示等の発令時、確認行動補助として、避難完了表示を講じることはできませんか。避難指示が出された場合、各家庭で避難しているかどうかを確認するのは、大抵の場合、警消防団員・役場職員・町内会役員等が実際の役割だと思います。そうした方々の負担を幾らかでも減らすことは重要だと思います。市内では、すでに避難完了表示をしておられるところがあると聞いておりますが、以前にも提案いたしました、市

全体でそうした対策を講じることはできないでしょうか。以上、お願いします。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

〔危機管理監 坂田治民 登壇〕

□危機管理監（坂田治民）

飛騨市の防災危機管理についてお答えいたします。まず、予想される飛騨市の自然災害について。飛騨市が見舞われる可能性のある自然災害は、国の防災基本計画に定める区分によると、地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害のうち、津波災害を除く4つの災害の可能性があります。

飛騨市が合併されたときに作成された4町村の町史、村史により過去の災害を確認すると、地震被害については、天正の大地震、安政の大地震に代表される大地震と記録されるものが9回、風水害は、近代になって以降で約40回、火山は焼岳の噴火が4回、雪害は豪雪と記録されているものが3回あります。これらは、当時の記録を見る限り住民の生活に重大な影響を及ぼしております。

これらのうち、市として脅威になるのは、災害規模から判断すると跡津川断層が動くことによる地震、または市内の隠れた活断層が動くことによる直下型地震です。災害頻度からすると風水害による洪水・土砂災害と考えております。

2つ目、今後、補充・補強すべき点について。結論から言うと「みずからの命はみずからが守る」という住民の意識づけです。国の中央防災会議 防災対策実行会議の下に設置された「平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」から「今後の水害・土砂災害からの避難対策への提言」が平成30年12月に公表されました。この中において、現状分析としては、1つ、行政は防災対策の充実に不断の努力を続けていくが、地球温暖化に伴う気象状況の激化や行政職員に限られている等により、突発的に発生する激甚な災害への行政主導のハード対策・ソフト対策に限界がある。防災対策を今後も維持・向上するため、国民全体で共通理解のもと、住民主体の防災対策に転換していく必要がある。とされ、今後の目指す社会としては、「1、住民は、「みずからの命はみずからが守る」意識を持つ。2、行政は、住民が適切な避難行動をとれるように全力で支援する」と提言されました。

これは、従来の行政主体の防災対策から住民主体の防災対策へと発想の大転換が行われたことを示すものです。このように、市民の方々におかれましては、自分の命を自分で守るため、防災訓練に参加するとともに、家庭内において水・食糧等の備蓄を行い、地震に備え住宅の耐震診断・補強の実施、地震保険への加入、いつどのタイミングで避難すればよいのかの判断を、みずから準備・実施していただくことがますます求められるようになっております。行政としては、当然従来どおり、各家庭の防災対策を支援するとともに、引き続き防災備蓄品の準備、避難者受入体制の整備や地域で防災対策の中心となる防災リーダーや防災士育成等を行います。

また、洪水、土砂災害、治山、ため池等に関する安全度を抜本的に高めていくためには、河川や砂防、治山事業の推進や予算の確保について、県及び関係省庁に引き続き強く要望してまいります。

3つ目の市民の防災意識構築について。市民の方にいきなり「防災」と呼び掛けても、本人が「私は今まで、ここに70年住んでいるけど、災害は起きていない」とか「私は、絶対に災害にあわない。テレビで見ている災害は、私には関係ない」と正常性バイアスを働かせていると「防災」という危機管理意識は、なかなか認識してもらえないのが実情です。

ここで重要なのが、地域のコミュニティです。飛騨市には江戸時代の町方村自治組織から続いている「区」の制度が現在も存続しており、地域の活動の単位となっています。それぞれの地域では、冠婚葬祭、祭り等、それぞれの区・自治会単位で行われており、地域の団結・結束も非常に高い状態です。

防災にもこれを活用し、地域の活動の一環として参加してもらうことが非常に重要なことになってきます。この際に防災に関して中心となるのが、防災リーダーや防災士となります。現在、各区・自治会には男女各1名の防災リーダー・防災士を置くことを当面の目標として育成していますが、各区・自治会において防災時、その中心となる区長・自治会長の方々や副区長等にも受講を呼び掛けるとともに、消防団において分団長以上の経歴で防災士資格取得をされた方々や消防団OBにも、防災に関する知識をさらに向上させるため、受講を呼び掛けていきたいと思います。

今後、防災がコミュニティ活動の一部となり、各家庭の生活の一部となるように、さまざまな方法を活用し、普及を促していきたいと思います。

4つ目の避難完了表示について。避難完了表示は、各住宅において、避難をしたかどうかを判断する有効な手段の一つです。市の防災訓練においても一部の区で活用されておりました。しかし、避難の現状を振り返ると、避難することが精いっぱい、表示をつける余裕がない。または忘れるというのが実際のところと思われます。

また、過去の災害を検証すると災害発生に伴い窃盗犯が被災地に入ってくるという状況が散見され、避難完了表示はかえってその目標となり、防犯上の問題が生じます。

一方、去年の7月豪雨の実際の避難状況を確認すると、避難率の高い地域では最終的に区の役員や消防団が全世帯を回り避難の確認を行っており、それと並行して避難場所では名簿で避難者の確認を行う作業が行われています。

こうした状況を踏まえますと、例えば、住民みずからが避難時、避難完了表示を行うのではなく、区役員や消防団員で確認した家に、区で独自に定めた表示又はシールを張ることによって、防犯上のリスクは避けられ、避難確認の重複を避けられるのではないかと考えており、そうした対応の普及も検討してまいります。いずれにしても、市全体としての統制は差し控えたいと思います。

〔危機管理監 坂田治民 着席〕

○6番（中村健吉）

丁寧な答弁ありがとうございました。市で何かするのではない。大事なのは、住民一人ひとりである。その一人ひとりがみずから自分の命に責任を持って守ること、それが基本になったと聞いて私たちが研修してきたこと、そのとおりだなということを思いました。ここに、河合小学校5年生、6年生が2年前につくった「防災ハンドブック」という冊子がございます。皆様には表紙しか示していないと思いますが、中身はすばらしい。家族のきまり、連絡手段、まさかのときにどうやって命を守るか。命を守るためにどうやって食べ物をどうやってつくればいいのか、簡単に。何を持ち出せばいいのか。防災グッズ、チェックするように。そして、最後、家族で決めよう。小学校5年生、6年生で、こういった冊子をまとめ、校区に配ったといわれています。小学校です。以前には、小学校では、「～の交差点では車が多いから気をつけようね。このところは、崖があるから気をつけようね」というような安全マップのようなものがつくられている、そういった学校もありましたけれど、この河合小学校では、小学生みずからがいろんなことを自分たちで調べ、またその道の専門家と相談しながら、自分たちの言葉でまとめたブックです。そして、これを家庭に持ち帰っています。命を守るためにどうすればいいかというものをそれを家族で読む。これが、先ほど言われました地域コミュニティの原点になるものではないかなと私は思いました。振り返ってみますと、防災訓練・避難訓練、小学生のときは比較的真面目にやったような気がします。中学生のとき、どうだったでしょうか。高校では、どうだったか。大学の時、どうだったか。だんだんだんだん、現実になりうるかもしれないと認識はしながら、この命を守ることに對しての行動は薄れていったような気がします。この防災ハンドブック、これを教育活動の中でまとめられたと、これは教育委員会のほうの方針、そうしたものでなされたものなののでしょうか。お伺いします。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

2年前とおっしゃられましたでしょうか。それにつきましては、それぞれの学校がそれぞれの中での危険性を感じながらいろんなかたちでスタートしていたときでございます。今は、だいたいそれが広がってまいりまして、学校数としては、広がっておりますが、今後、まだそれぞれ、バラバラのかたちをとっておりますので、議員がおっしゃられましたようにいろんな訓練を交流しながら、地域それから小学校、中学校、高校とつながるような発展性のあるものに整えていけたらなというふうに思っています。

○6番（中村健吉）

そのお言葉を期待して、お聞きしたのですけれども、そうなんです。「雀百まで踊り忘れず」ではありませんけれども、身についた本当の自然災害の怖さというのは、ひょっとすると小さな小学生のそのころの体験というのは、ものすごく強い印象になって残っていくものではないかなと思います。そして、それに対してどうして戦えばいいのか、どう

やって身を守ればいいのかということは、だんだん知恵がつくにしたがって、社会性がみることによって、人を交えながら考えていく大きな原動力、もとなるものだと思います。ですから、今年河合小学校では、「防災かるた」というのを作ったというふうに聞いております。そういう教育がどんどんなされること、これは大変すばらしいことだと思います。先ほど、9月1日の防災訓練のときの話をしてしましたが、私、参加したところで、集会所、その会場に集まった方々、びっくりしたのですが、高齢者の方は、ヘルメットをかぶり、避難用の物資を入れたザックを担ぎ、そして長靴を履いて集まってくださいました。男性でも女性でも避難用のザックを担いでみえました。若い方は、そうではなかった。持ってきたザックの中、「この中に何が入っているのですか」と聞きました。「避難するときに持っていけと言われたものを持ってきているんや」という話。そして、一緒に参加された若い方に「何が入っているといいでしょうね」と聞いたら、まず、「常備薬」、「乾パンとかの食糧」、「水も必要だろう」、だいたいそうなんです、が、「実際に乾パンは家においでいますか」、「今度買いにいかないといけないと思う」と言われる。私どもが東北へ行ったときに石巻市の防災担当の方から「避難するときには、冷蔵庫をあけてください。そこには避難所に持って行って避難物資に頼らなくても、生きのびる食料がたくさんあります。缶詰、水、ソーセージのような、チョコレートだっていい」そういえば山で遭難した方がチョコレート2枚あって、1週間命のびたというような話、聞きますよね、人間なかなか死なない。3日間、何とか命を守るためには、水が必要なんだという話をされました。そして、私どもが本当に自分の命に自分で責任を持って守るためには、そういったもの、何を用意しなければいけないかということは、とくにわかっているのですが、なかなかそれが実行をとまなわない。これは、いったいなぜなのでしょう。先ほど、危機管理監からもっと真剣にその命を守ることに對して、身をもって実感として理解してもらえるような方策をこれから考えていかなければいけないというふうに言われました。命に担当されている財産を守り、命を守る、それを担当されている消防というほうでも実際問題、考えていращやること、問題点となることはあるのではないのでしょうか。消防長、いかがでしょうか。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□消防長（中畑和也）

先ほど、危機管理監が答弁されたように、あのことが全てだと思いますが、消防のほうも災害に対しては、消防団と協力しながら対処するよう努力していますけれども、広範囲な災害になりますと、私どもの手の届くところ、かすかなところしかございません。その中で、やはり自分の命は自分で守っていただく。それと、あまり大きいことをやらなくても、本当に自分のできることから、家具の転倒をひとつ止めるだけのところからやっていただくのが1番大事なことだと考えています。

○6 番（中村健吉）

避難指示がでた場合、避難命令がでた場合、そこのところ、自分たちは避難しましたということを意思表示をする意味で、私は前回も話しましたが、例えば、これ板なんですけども、蛍光か何かの板で、「私たちは～に避難しています」というような表示をその家の見やすいところに置くということ。先ほど、防犯上のという話がありましたけれども、避難命令・避難勧告が出る時期って尋常なものではないんです。非常事態なんです。そんなに出ることではない。でも、これを用意しておくということが、その家庭のまさかのときには、自分たちでこういうことにしようと話せる1つのアイテムになるのではないかと思います。東北のときでもそうですが、避難されたかどうか。あの危険な箇所はどうか。なということで、町内会の役員さん、自警消防団員、あるいは消防署員、本当に真剣に命を守りたいと思った方たちが多く、その確認のために命を落とされているということがあったんです。女川町では、ちょうど議会の最中に津波がきました。そのときに8人でしたかね、8人が命を落とされています。自分の命をだれかに守らせてやろうではない。そういう思いになるためにも、そういう思いを家族で確認するためにも、避難したということを表示する、その何らかのものはあっても、防犯なんていう問題ではなく大切ではないかと思うのですが、どうでしょう、危機管理監。

□危機管理監（坂田治民）

先ほど答弁で防犯という観点をとらえました。それも1つです。ただ、実際それをつける余裕が住民たちにあるかどうか。実際市民の方々に聞きました。「いつの時点で逃げますか」、「我々が例えば避難勧告等を出したときに逃げますか」、「いや、逃げません」、「では、どういう感覚のときですか」、「自分の身が危ないと思ったら逃げます」というのが実際のところなんです。そういう状況において普段からきちんと準備をして、お役所もそうで冷静に判断できればいいのですけれど、命からがら本当に危ないという段階で、わざわざそれを表示できるかという話になると、なかなか実行上むずかしいと考えています。ところが、実際の消防団、区の役員というのは、組織化されていて、命令系統がしっかりしています。先の東日本大震災のときの映像とかに自衛隊・米軍は何をやったかという、スプレーで「ここは避難完了」とバツテンといれました。それで、第三者が近寄らない。引き続き、重複な搜索をしなくていいよと判断しました。そういう観点で、消防団、区の役員の方は、「命令系統がしっかりしている、約束動作もできる」で、表示をしたほうが確実だと思います。例えば、その家によって、水平避難をしたという家には玄関の真ん中付近に例えば反射テープをちょっと貼っていく。ここは大丈夫だなと。垂直避難をした方については、今度は例えば玄関の上のほうに反射テープをちょっと貼っておくということを、これは、地域のほうに約束をすれば、点検にきた人が例えば懐中電灯を夜だった照らして、「この表示がしてあるからここに避難している。だめだ、ここはついていないからここは確認せないかな」ということが一応確認できると思います。したがって、その実行性を考えると統制表示ではなくて、地域でしっかりそうした表示を考えてもらったほうが、実

行性はあると考えています。

○6番（中村健吉）

9月1日の避難訓練のときに、ある方から「最近何かというとすぐ避難せえ、避難せえやもんな」と。「レベル1、レベル2、レベル3、レベル4とかあるけど、あんな遠いところへ避難なんかできんわな」という話がありました。そこで、言いました。「佐賀県で長崎県で、今、大変な大雨で被害がおこっている。亡くなった方もみえますけれども、あれだけの被害が起こって、まだこれだけの犠牲者、避難者しかいないということはなぜか。考えてくださいよ」命を守るために早めに避難してくださいというテレビ・ラジオを使っ
ての放送があります。避難勧告・避難命令を出すというのは、随分早くなっています。そういうものが出されるということが、どういうことなのか。しかも、早く出されるというのは、どういうことなのか。「すみやかに活動できない人、行動できない人、自分ひとりで動けない人、そういった方々の命を守るためにもみんなで助けあって逃げるためには、早めに早めにと。それが現在にも生きているのではないのでしょうかね」と言ったら納得してくれました。意識の問題です。先ほど言いましたけれども、家族の中で、この河合小学校で、自分たちの防災ハンドブックを作られて、そこで話し合おうと家族の決めごとという欄があります。ここまで行ってくれば、まさかのときに慌ててばたばたするのではなくて、では、こういうことが起こったら、自分たちはこうしようねとそういう約束ごとで、慌てることはないのではないのでしょうか。話がありましたけれども、春・夏・秋・冬。時間も深夜・早朝・真昼、いつどこで起こるかかわからない災害ですから、その自然災害がどんなもので、そしてそれが起こったときにどういうふうにして自分たちが振舞わなければいけないのかということについては、もっともっと皆さん方、それぞれ部署で、市民のほうへ訴えかけられ、また市民がそれを納得して、受け入れるようなそういう活動をこれから続けていただく必要があるかと思います。以前の同じような質問のときに、市長が言われたことは忘れられません。「避難所はホテルではない」と。まさにそのとおりです。市長、いかがでしょうか。

△市長（都竹淳也）

今年の防災訓練のときに、何カ所かで挨拶をさせていただきました。そのときに申し上げたのですが、想像力を豊かにしてほしいということを申し上げました。その避難所はホテルではないのだと、必要なものは持っていくんだという話もしました。そういう意識づけを不断にしていこうということが大事だと思うんですね。今年申し上げたのは、9月1日の午前9時にやりました。天気良かったんです。晴れていました。言ったのは、「地震は、9月1日の日曜日の天気の良い朝に起きるのではない。その1月の例えば10日のむちゃくちゃ凍みるマイナス10度とかの日の夜中の1時とか2時に大地震が起こることがあります。そういうときのことを想像してみてください。それから、避難所に行くという話もちゃんと自分で考えないとだめです。例えば時間100ミリといえ、外へ出られません。時間100ミリの雨が降っているときは、避難所まで絶対に行けません。そのとき

には、とにかく2階に逃げてもらおう。平屋建ての家であれば、隣の家が何とか隣の家まで来るということを普段から隣の人と話しておく。例えば、そういうことだけでも違いますよ。」というようなことをいろいろ話しました。こういうことをずっと言い続けることが大事だということだと思っています。先ほど危機管理監の答弁でもあったのですが、中央防災会議の今年のレポートがまさしく考え方の大転換をして、行政サービスではない。防災は行政サービスではなくて、行政サポートなのだという考えを出しました。かといって、別に、市とか市町村が何もやらなくなるわけではないのです。ただ、いままでですね、そういうことを言うと、「それは行政がたるんでいっているのではないか。何も準備していないのではないか」というのをそうではないのだと。足りないものを用意しておくのが備蓄であって、必要なものは持っていくのが基本なんだということを、私今回9月1日に何カ所かで申し上げたんですが、そういうことを言ってもいいよというメッセージを国が全市町村に出してくれたというのが今回の意義だと思います。ただ、市町村の職員だけで、これを津々浦々まで言うのは無理です。しかも、その限られた範囲の中で、限られた機会の中で言わなくてはいけないとなると、やはり、地域の防災士的な立場、防災リーダーの立場の方が普段から言い続けてくれるということがやっぱり大事だというふうに思いますから、そうした中でですね、意識を粘り強く、地道にやっていくということが大事なかなとそうように思います。

○6番（中村健吉）

ありがとうございました。本当に頑張りたいと思います。それでは、2つ目の質問のほうへ移ります。新港郷との交流について伺いたいします。令和元年8月28日、飛騨神岡高校で3年生生徒と新港郷からのホームステイメンバーとの合同授業が行われました。その充実した授業内容に感動し、国際交流の求める姿を見る思いがしました。

また、8月31日に参観した吉城高校の文化祭において、本年実施された新港郷へのホームステイを記録した展示が詳しくされていました。そこでも飛騨からの高校生の積極的な交流の様子が紹介され、実のある事業であったことを確信いたしました。

新港郷とのホームステイ交流は、双方が訪問するパターンが実施されましたが、今年は私自身、目から鱗の思いでこれらの交流実態を拝見させていただきました。

本年3月、企画部から本年度の予算主要事業において「台湾新港郷との友好交流の推進」という項目で、予算計上されましたが、担当部署の皆さんの研究と、多くの関係者の協力で効果をあげていると思います。

山国の飛騨ゆえの若者の外的世界との交流は意義があり、今後も継続して欲しいと願うものですが、より有意義な内容になることを期待し、2点について伺います。

ホームステイをはじめ、多くの交流事業はどの部が主務的に行いますか。この事業がどのような発案から生まれ、どのような経過を経て、現在のような企画部の担当になったのでしょうか。その経緯を伺います。また、交流内容によっては他部署も関わりが出てくると思うのですが、これからも企画部の管轄で実施されるのでしょうか。

交流の内容について、今後の方向性をお聞かせください。ホームステイ参加者の年齢・学年によって求めるものの違いがあるのは当然ですが、その内容については、単なる物見遊山であってはならないと思います。

台湾と日本との将来を担う若者の交流は、歴史的にも地理的にも共通する話題があり、成人してからも継続される相互信頼関係をうむ機会でもあります。運営によっては、より高度の意義ある交流が年齢や学年を超えた段階で展開されると思います。

今後の交流内容の方向性をお聞かせください。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

新港郷との交流につきましてのお尋ねでございます。2点、私からまとめてご答弁申し上げます。

まず、交流事業の主担当部ということでございますが、国際交流は、合併以降企画部が所管ということにしておりまして、現在は総合政策課が担当しております。企画部というのは、もちろん全部局の総合調整を行う組織ですから、その意味でもふさわしいということに加えて、市長直下の組織という性格を持っておりまして、いわゆる市長公室という組織を持つところがありますが、企画部は市長公室の役割も担っておりますから、市長直下の組織として、全部局の総合調整を行うというのが役割ですので、市を代表して海外と対外的な関係を築いていく窓口としては、最適ではないかこのように考えております。ただ、もちろん必要なことは、それぞれの担当課が関わるというのは、今までもそうでありまして、新港郷との関係においても、例えば米の部分なんかですと、農業振興課が関わったりということも今までもございますので、内容に応じて関係するところが関わりを持っていくというのは従前どおりということでございます。

それから、今後の方向性ということでございます。まず、新港郷との交流の意義ということをおこの際にもう一回確認をしておきたいというふうに思うんですけども、新港郷との交流は、平成6年に台湾行政院の視察団が古川町を訪れられたことをきっかけに、新港郷の民間団体、新港文教基金会と古川のまちづくりの関係者の人たちが交流を始めて、お互いにまちづくりを学びたいというところから脈々と民間レベルで続いてきたと、こういう交流でございます。これを、一昨年友好都市の提携で、自治体レベル、新港郷と飛騨市との関係というところへ高めたという流れです。

こうした国際交流というのは国と国のテーマではありますが、自治体レベルでも大変盛んであります。これは、他国の都市との友好を深めていくということにおいて、2つの意義があると、このように思います。

1つは、お互いのまちづくりにそれぞれの知見を活かしていくという、そういう地域振興の観点であります。もう一つは、市民が海外の生活や文化に触れることで自分のまちに

誇りを持ち、とりわけ青少年が若い頃から国際的な視野を身につけるという人材育成、教育的な視点ということでございます。地域振興的な面と人材育成・教育的な面と、この2つが大きな意義ではないかというふうに思うわけであります。

新港郷との交流は、もともと、新港郷の皆さんが飛騨市のまちづくりのノウハウを学ぶというところから始まってきましたけれども、これが、今、お互いの教育・人材育成に役立てていこうという方に発展をしてきておる、変化をしてきたというふうに感じておりまして、今後の交流は、この流れをより加速をさせていって、国際人としての若者の育成というものにつなげていくというところが一番の眼目ではないかと、このように思っております。

そうした中で、今回、新港郷からのホームステイの受け入れということを行ったわけがありますけれども、吉城高校・飛騨神岡高校両校、新港郷の若い皆さんが訪れてですね、大変生き生きとした交流をされておりました。また、今後、こうした取り組みを充実していくという方向でありますので、昨年からの高校生のホームステイ、それから小学生の英語学習交流、こんな取り組みをさらに深めていきたいと思ひますし、中学生の交流というもの、これから検討していきたいと思ひておるところでございます。

それから、そのほかの面でいきますと、これまで古川町を中心に交流活動を行ってまいりましたけれども、昨年の友好都市提携一周年を契機にですね、これを全市に広げてくるということをやってまいりました。今回のホームステイの受け入れでも神岡の山之村での収穫体験もやっていただいたということも実際にございますし、引き続き、この飛騨市、全市的な市民交流というところへ拡大していくというのも、大きなテーマであろうかなと、このように思っています。そうすることによりまして、青少年、児童生徒のみならずですね、さまざまな市民の皆さまに国際的な視野や物の考え方を養っていただく、培っていただく契機になるのではないかと、このように考えております。

あと、産業の分野ですね、こちらについても今後何かしらやっていきたいと思ひておりまして、昨年から市内の事業所で2人、新港文教基金会に関わりのある女性がワーキングホリデーということで滞在をいただいております。お二人には新港郷からの訪問者に対して積極的に支援いただくということもやっていただいております。交流の促進に大いに寄与いただいているわけでございますが、今後はですね、農業分野、商業分野の交流も検討するということにしていきたいと思ひておりまして、こうした交流の中で将来的にビジネスに発展していくということもあっていいのではないかなというようなことを考えております。こうしたところをですね、柱にしながら、今後の交流というものを発展させていきたいと、こう思っております。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○6番（中村健吉）

ありがとうございました。今回、私本当に感動した1つには、ホームステイという手段です。これは、親になられた方を含めて、その若者を中心とする相互の後ろに見える家族・

国そういったものとの交流もあったのではないかなと。しかも、完璧な言葉ではなくて、雰囲気というか短い言葉の中に感じられる思いというようなもの、そういったものも露骨にぶつけ合っていたのではないかということで、非常にみえた新港郷からの学生たちが、中学生から大学生までいたのですけれども、みんな同じように前向いていました。吉城高校に展示された写真も同じように生徒の目が輝いているように、そして動きも輝いているように見えました。高校の担当者にちらっと吉城高校だけではないんですけれども、聞いてみて、「外国とこういうかたちでホームステイ・交流をしたらどんなことができるだろうね」と聞いたら、「何でもあるよ」と。「工業部門でも、例えばロボットだって、もうこれは小学生関係ないと。そういったものに興味を持っている、やりたい人なんかは、いっぱい集まるから、お互いの持ってる知識をこう出し合ってできるし、そういうロボットのこともできるし、スポーツ交流なんかもできるよ。野球でもバスケットボールでもバレーボールでも相互にできるんだよ」あるいは、文化交流、絵画、写真、そういったもの、それもお互いにコンクールみたいなのをやったり、合宿したりするようなかたちでできるし、今、市長が言われましたように、そういった無限の可能性、チャンスはあるんだよということは、高校側では思っていました。私が心配したのが、これが市の指導になってしまったら、やはりちょっと先細りになるようなところがあるのではないかなと思ったんです。あくまでも民間で、そしてこのことでこういった交流をしたいという民間の思い、熱意、そういったものがこの交流のもとになるものとして、あってくれたら当初、まちづくりという問題で、ずっと続いたということを知りましたので、同じようなかたちで、産業・文化・伝統、そういったものを含めての個人個人の市民の思いとか、学生の思い、そういったものが取り上げられていくこと、本当に願っております。ありがとうございます。以上で、私の質問を終わらせていただきます。

〔6番 中村健吉 着席〕

◎議長（中嶋国則）

以上で6番、中村議員の一般質問を終わります。

◆散会

◎議長（中嶋国則）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。明日の会議は午前10時からとします。本日はこれにて散会とします。おつかれさまでした。

（ 散会 午後2時46分 ）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

中嶋国則

飛騨市議会議員（1 1 番）

野村勝憲

飛騨市議会議員（1 3 番）

高原邦子